



## 第4章

# 子ども・子育て支援施策 の推進方策

## 基本目標 1 家庭における子育てへの支援

### 施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化，地域のつながりの希薄化が進むにつれ，子育ての不安や負担感が増加しています。本市では，第1期計画に基づき，多様なニーズに応じた子育て支援サ



ービスの提供や，相談の機会を充実してきました。特に，本市の子育て拠点である子育てセンターでは，つどいのひろばでの相談機能を充実するとともに，平成30年4月には，子育て世代包括支援センターを開設し，妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として，妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートしています。

就学前児童のアンケート調査結果では，日頃，日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」の割合が1割半ば，子育てをする上で，気軽に相談できる人・場所が「ない」の割合が3.7%と少数ではあるものの，身近に子どもを見てもらえる親族・知人や，相談

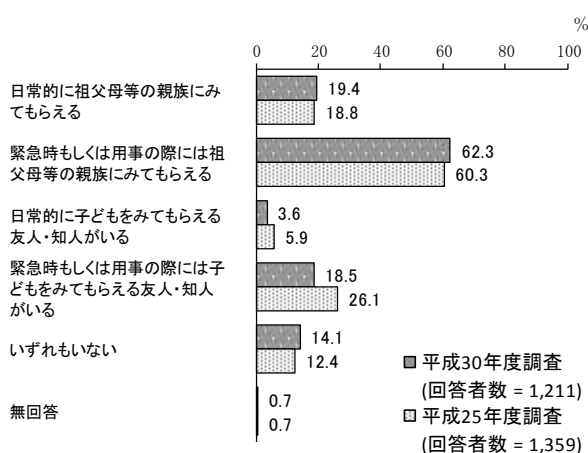
相手がない人がいます。

妊娠，出産，子育ての不安が解消され，安心して子どもを生き育てることができるよう，医療・保健・福祉・教育が連携し，切れ目のない支援を実施することが必要です。また，子育てが一段落ついた方に地域での子育ての担い手として活躍いただくなど，身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

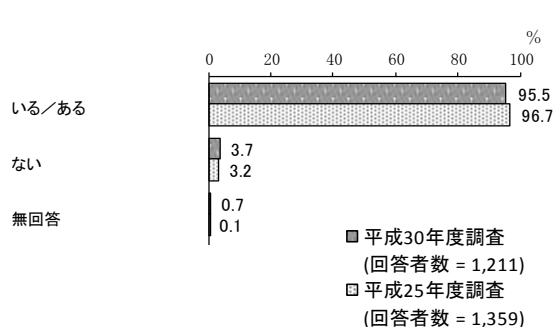
#### 【施策の方向性】

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし，個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう，多種多様な子育ての情報を提供するとともに，発信の方法を検討し，子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

【日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか（就学前児童）】



【気軽に相談できる人はいるか（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	養育支援訪問事業	子育て推進課	子どもの養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。
4	子育て情報の提供	子育て推進課 健康課 児童センター 管理課 学校教育課 青少年育成課 図書館	子育てアプリ、子育てサポートブック、広報紙、ホームページ等において、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	わくわく冒険ひろば	子育て推進課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
6	子育て講演会, 講座	子育て推進課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深める。
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで、母親の不安や負担を軽減し子どもの健全育成について考える場を提供する。
8	こどもフェスティバルの開催	子育て推進課	いろいろな遊びコーナー等、子どもが楽しく過ごし、家族のきずなを深めるイベントを開催する。
9	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター	子育て推進課	家庭児童相談室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターや子育て世代包括支援センターが、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。
10	あい・あいるーむ	子育て推進課	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。
11	地域子育て支援拠点※ 事業	子育て推進課	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。
12	幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援	子育て推進課 学校教育課	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場、子育ての相談の場として、幼稚園・保育所・認定こども園の園庭を開放する。また、体験保育を実施する。
13	児童センターにおける子育て支援	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、遊戯室の開放や人形劇、映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるような子育て支援を推進する。
14	図書館における子育て支援	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向 2 子育て家庭への経済的支援

### 【現状と課題】

平成 28 年度の全国調査（国民生活基礎調査）では「子どもの貧困率」は 13.9%となっており、約 7 人に 1 人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がりには、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらずすべての子どもが平等に育つことが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

さらに、令和元年 6 月に公布された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正においても、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

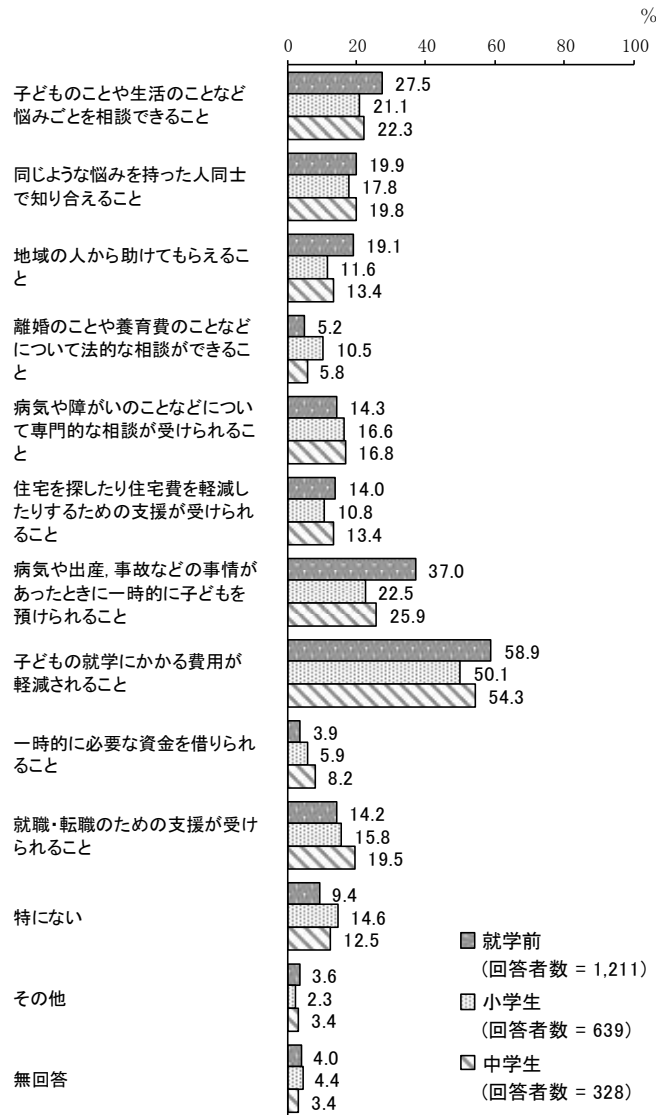
アンケート調査では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、将来的に必要としていること、重要だと思える支援等について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が 50.1%~58.9%と高くなっていることから、更なる経済的支援が求められています。

また、今回把握できた子育て世帯の経済状況や子どもの生活習慣の実態について、世帯の収入額による特徴や傾向は見られなかったものの、内閣府の調査において、保護者の就労状況や食事の摂取状況等が子どもの貧困と関連性があると考えられることから、子どもに対する直接的かつ間接的な支援も含めた経済的支援について充実させていくことが重要です。

### 【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

【将来的に必要としていること・重要だと思う支援】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査	健康課	妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母子が安心して安全な出産を迎えられるよう妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導	健康課	指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた方に入院医療費の給付を行う。また、健やかな成長発達が促されるよう、家庭訪問等により、保健指導を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
3	子ども（又は養育する親）に対する援助	保険課 地域福祉課 子育て推進課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学激励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 放課後児童クラブ育成料の減額、免除
4	障がい児（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 子育て推進課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5	教育・保育施設等の利用者に対する援助	子育て推進課 管理課	幼児教育・保育無償化 第2子以降の保育料の軽減 ひょうご保育料軽減事業補助金 認可外保育施設利用者補助事業 就学援助費 在日外国人学校就学補助金
6	若い世帯，子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう，公的住宅への入居に対し，困窮度判定において加点する。
7 ※	実費徴収に係る補足給付事業	子育て推進課 管理課	日用品・文具等必要な物品の購入に要する費用や，行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について補助を行う。
8	生活困窮者自立支援制度における事業	地域福祉課	困窮状況に応じた相談・支援を実施し，一定期間家賃相当額の支給や子どもへの学習支援等を行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

### 施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援

#### 【現状と課題】

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。全国調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によれば、母子世帯の母の就業率は8割を超えており、母自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）となっています。また、就業していない人のうち、就業希望がある人は8割を超えていることから、ひとり親家庭の親子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援が求められています。

本市のひとり親世帯の状況を見ると、父子世帯は横ばいとなっているものの、母子世帯は平成27年より減少し、平成30年では676世帯となっています。

アンケート調査結果では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、ひとり親家庭の就労状況は「フルタイムで就労している」の割合が最も高くなっています。

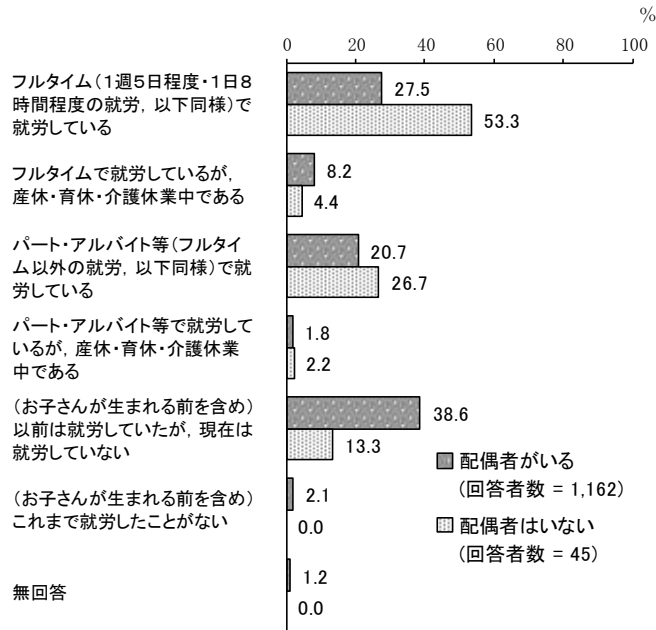
ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、それぞれの家庭に寄り添った生活の支援や相談体制の充実、関係機関への円滑なつながりが求められます。

#### 【施策の方向性】

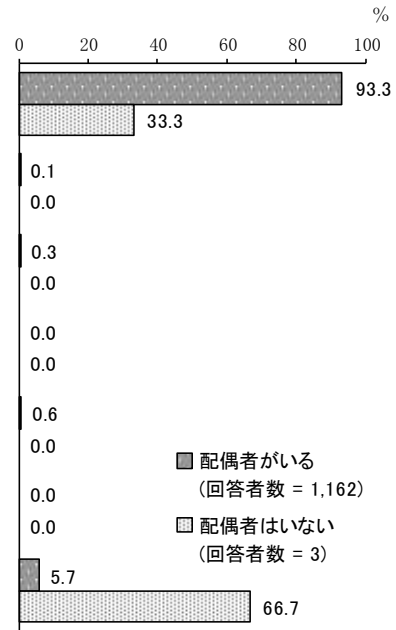
関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。



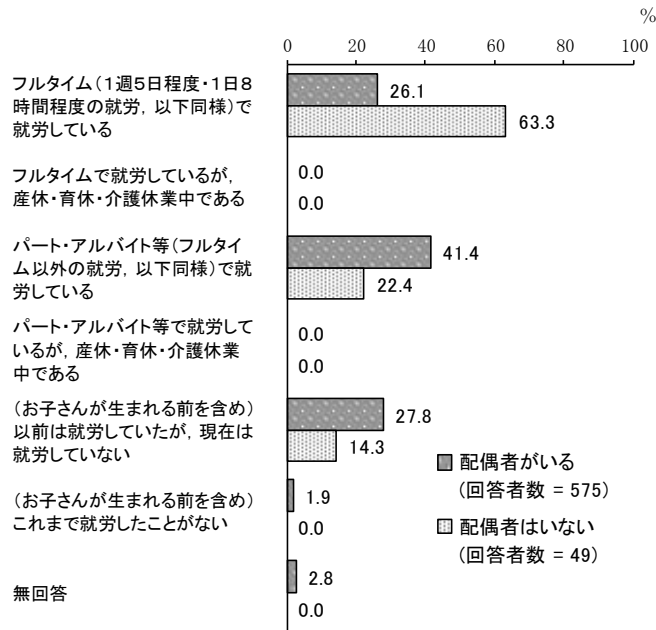
【配偶者の有無別母親の就労状況（就学前）】



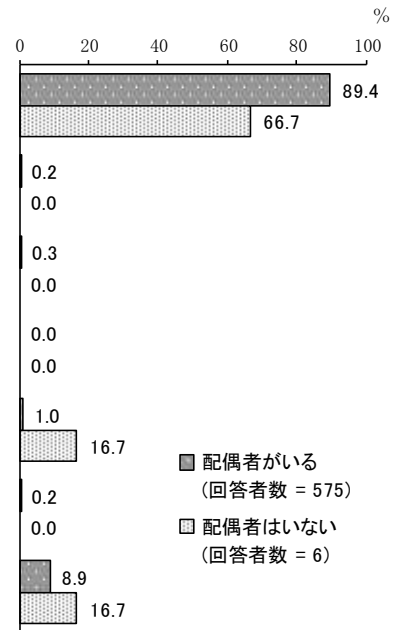
【配偶者の有無別父親の就労状況（就学前）】



【配偶者の有無別母親の就労状況（小学生）】

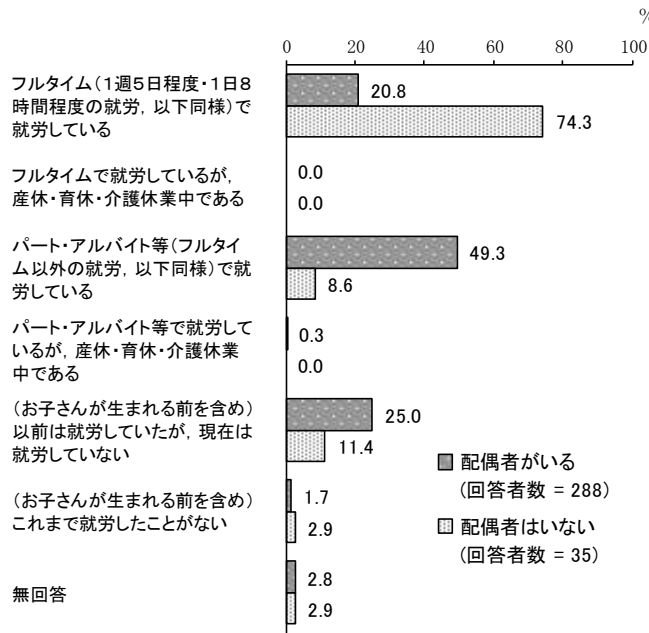


【配偶者の有無別父親の就労状況（小学生）】

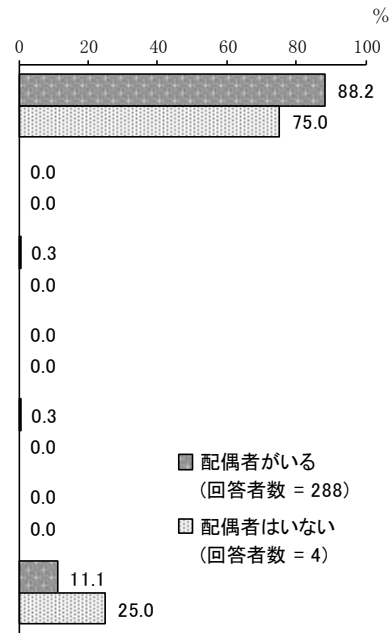


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【配偶者の有無別母親の就労状況（中学生）】



【配偶者の有無別父親の就労状況（中学生）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	子育て推進課	母子・父子自立支援員による母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談を行う、また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	子育て推進課	ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 子育て推進課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 ひとり親家庭の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	子育て推進課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とするひとり親家庭に対し、家事援助等を行う。
5	芦屋市白菊会活動への支援	子育て推進課	ひとり親、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。

## 施策の方向 4 親と子の健康づくりの推進

### 【現状と課題】

少子化の進行や核家族化，女性の社会進出，ライフスタイルの多様化等，親子を取り巻く社会環境の変化により，保護者の育児負担が増加し，支援の充実が重要となっています。

アンケート調査では，子育てに関する相談相手については，就学前児童，小学生児童の保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周囲の相談相手が多くなっています。また，就学前児童の保護者の相談相手として「子育て支援施設」などの各機関は約1割となっています。

さらに，就学前児童の保護者と小学生児童の保護者の合わせて約1割が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており，悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに，不安を持ちながら子育てをしていることが懸念されます。

安心して出産し，子どもの成長を願って保護者が自分らしく育児をするために，妊娠，出産，子育てを切れ目なく支援していく必要があります。

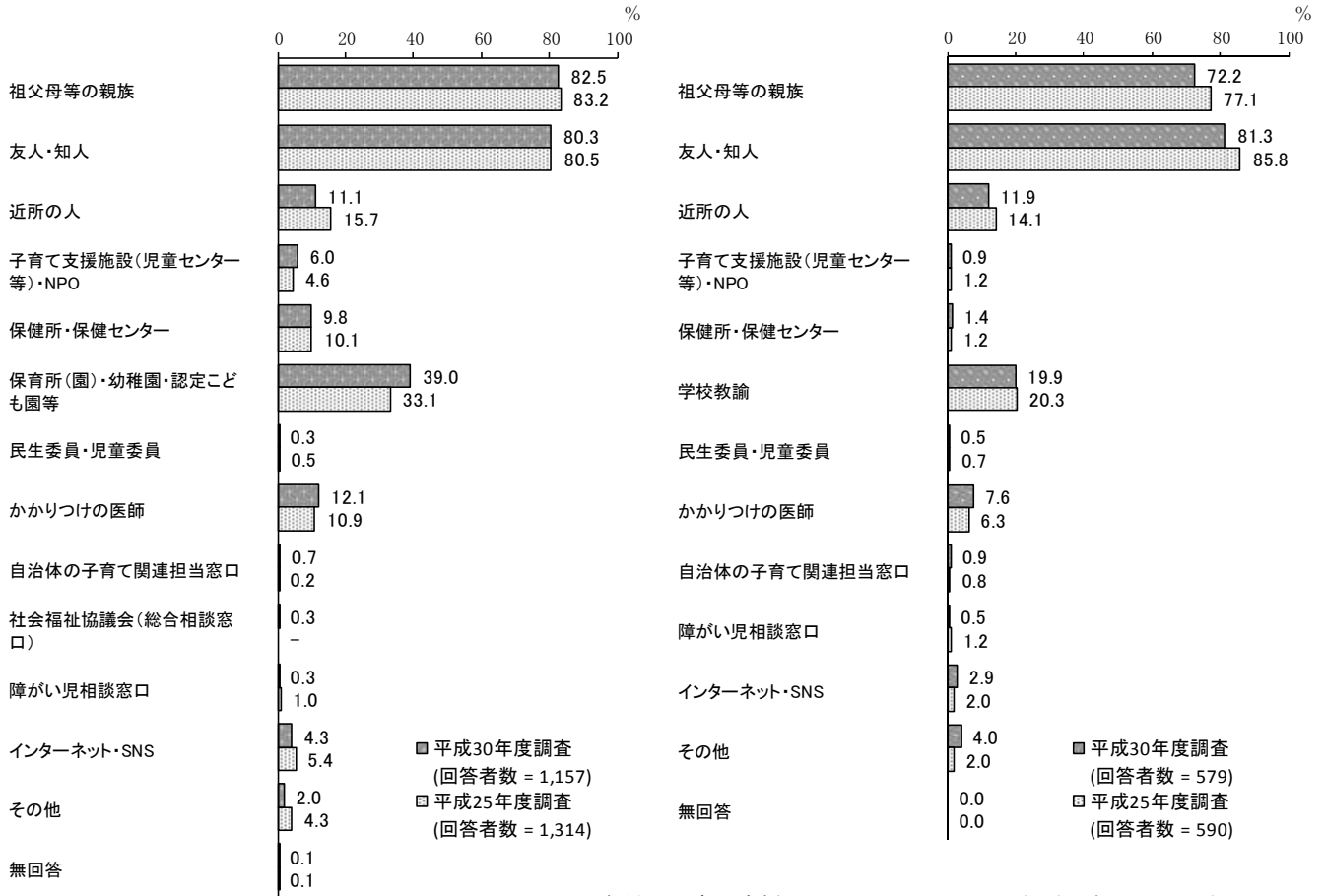
### 【施策の方向性】

健康診査，健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより，支援が必要な家庭を早期に把握し，関係機関との連携を強化しながら，専門的な相談につなぎ，子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう努めます。

【気軽に相談できる先】

(就学前児童)

(小学生児童)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。
2	妊婦歯科健康診査	健康課	妊娠中に 1 回、無料で歯科健康診査を受けられる妊婦歯科健康診査受診券を交付する。
3 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談等を行う。
4	乳幼児健康診査	健康課	4 か月児健康診査 / 10 か月児健康診査 / 1 歳 6 か月児健康診査 / 3 歳児健康診査
5	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
6	こどもの相談	健康課	乳幼児健康診査において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。
7	親と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
8	アレルギーに対する事業	健康課	アレルギー健診、アレルギー栄養相談や、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法についての実演等を行う。
9	定期予防接種事業	健康課	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、必要に応じて、個別通知や幼稚園・保育所・学校への通知を行い、接種勧奨に努める。
10	市立芦屋病院による育児支援	市立芦屋病院	助産師が「両親学級」「おっぱい相談室」等を実施して、安心して出産・育児をしていくことができるよう妊婦の方への支援を行う。また、地域連携室で平日に無料の医療相談も行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向 5 子育ての悩みや不安への支援

### 【現状と課題】

就学前児童のアンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は1割半ばとなっています。また、平成25年度調査と比較すると、子育てに関して気軽に相談できる先として、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園等」の割合が増加しています。

また、子育てで日常悩んでいること、気になることで「子どものしつけに関すること」の割合が52.0%、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%となっており、子育てで悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。

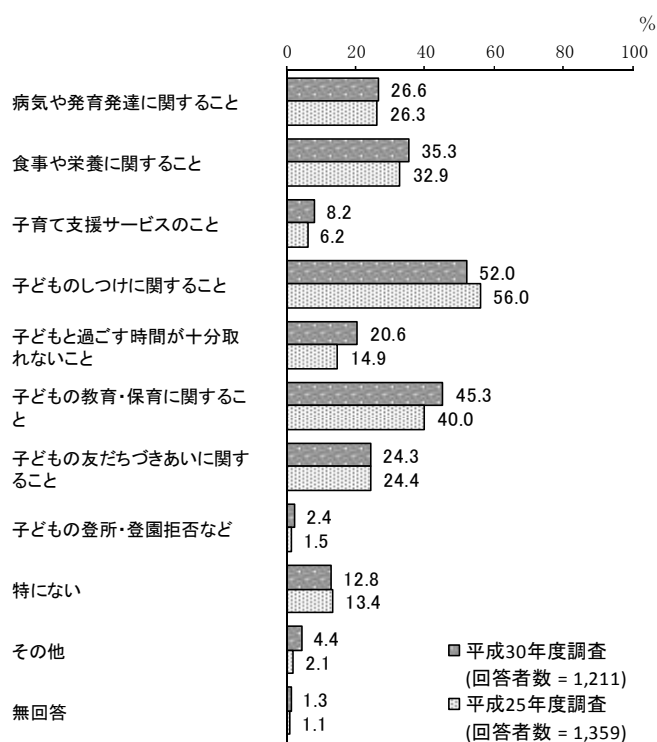
家庭での教育を行う困難さが指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がない方や子どもの預け先がない方への支援を行い、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談の体制の整備や関係機関の連携を強化することが求められます。

### 【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員、子育てセンターや保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないように、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。

【子育てに関して、子どもに関することで日常悩んでいること、気になること（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談	子育て推進課 健康課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、ホットラインでの相談、窓口相談、夜間・休日の電話相談の体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員の育成、確保	子育て推進課	県の実施する子育て支援員研修を活用し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。
3	民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問	地域福祉課	地域の民生委員・児童委員等が赤ちゃんの生まれた家庭に手作りのスタイ（よだれかけ）と子育て・地域の情報を届けることで、子育ての孤立化の軽減を図る。

## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

### 施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

#### 【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前児童のアンケート調査では、平成 25 年度調査と比較すると、母親の「フルタイム」「パート・アルバイト等」の割合が増加し、「未就労」の割合が減少しています。また、定期的な教育・保育の利用事業については、「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が増加しており、子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」の割合が 32.9%となっています。

今後の子どもの人口推計及び母親の就労状況の変化を踏まえた就学前教育・保育二一ズの動向を見極めていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

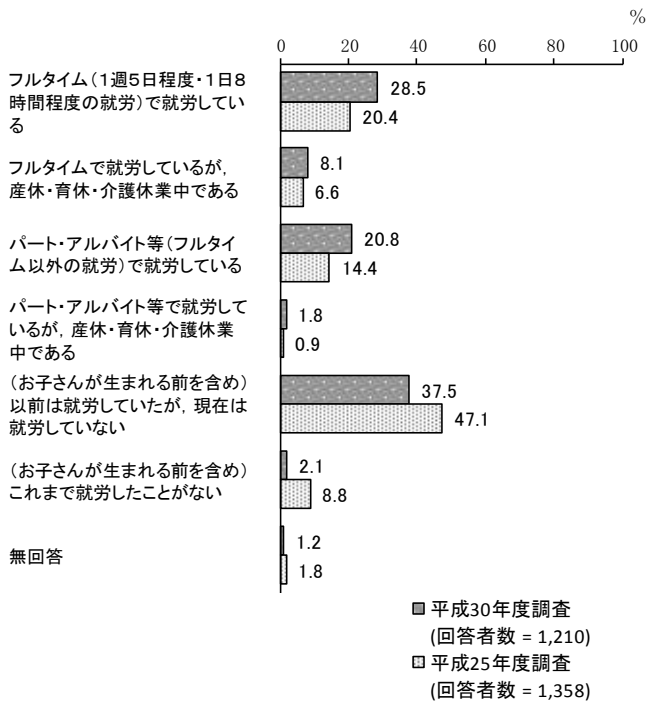
入所待ち児童の解消及び3歳児の教育二一ズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。

また、今後も引き続き就学前教育・保育二一ズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。

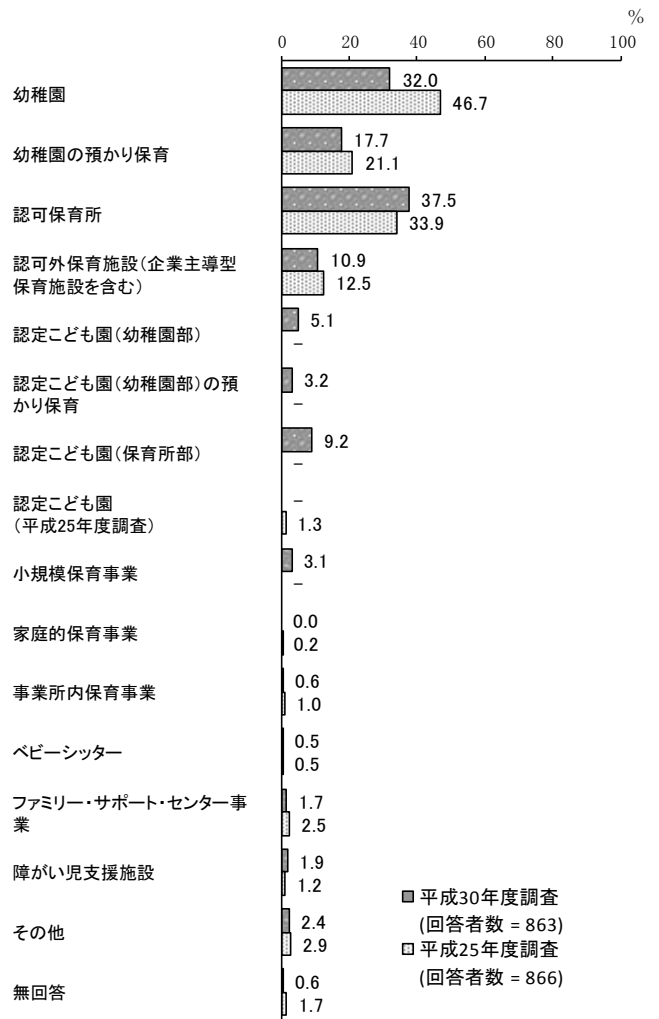
その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、就学前の子どもの健やかな成長を支援します。



【母親の現在の就労状況（就学前児童）】

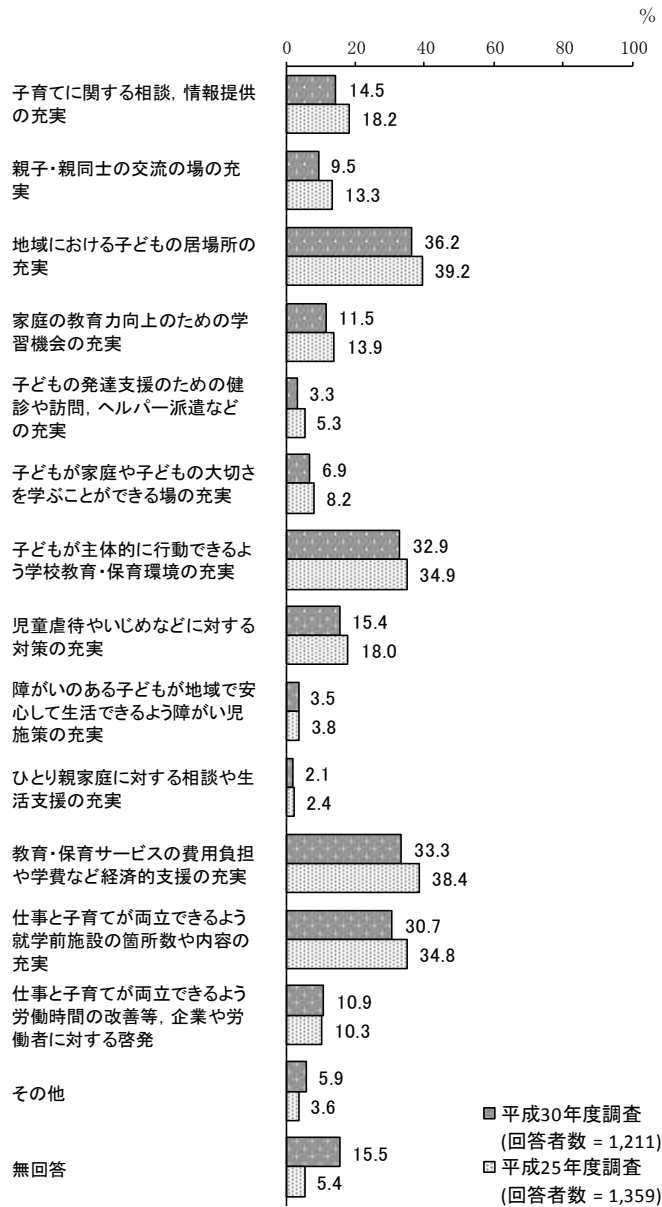


【定期的に利用している利用している事業（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【子育て支援施策に期待すること・重要なこと（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	一時預かり事業	子育て推進課 管理課 学校教育課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に子どもを預かる。

No	事業名	担当課	事業内容
2	教育・保育施設等施設整備事業	子育て推進課	認定こども園等を整備し、働きながら子育てを行うことができる環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	子育て推進課 学校教育課	運動会や秋祭りなど行事等を通して、中高生、高齢者、施設の方々と教育・保育施設を利用している子どもたちとの交流を図る。
4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 学校教育課	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設における子ども同士の連携や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の積極的な交流を図る。
5	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。
6	幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の職員配置基準については本市独自の基準を定め、質の高い教育・保育を提供する。
7	教育・保育施設等の職員等に対する援助	子育て推進課	保育士等宿舍借上げ支援事業補助金 保育士等確保定着支援事業補助金
8	子どもの読書のまちづくり事業	子育て推進課 学校教育課 図書館	幼児期から絵本や物語に親しみ、言葉の持つ魅力や響き、美しさを感じるとともに、言葉を使って表現する楽しさを味わう。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向 2 小学校への円滑な接続

### 【現状と課題】

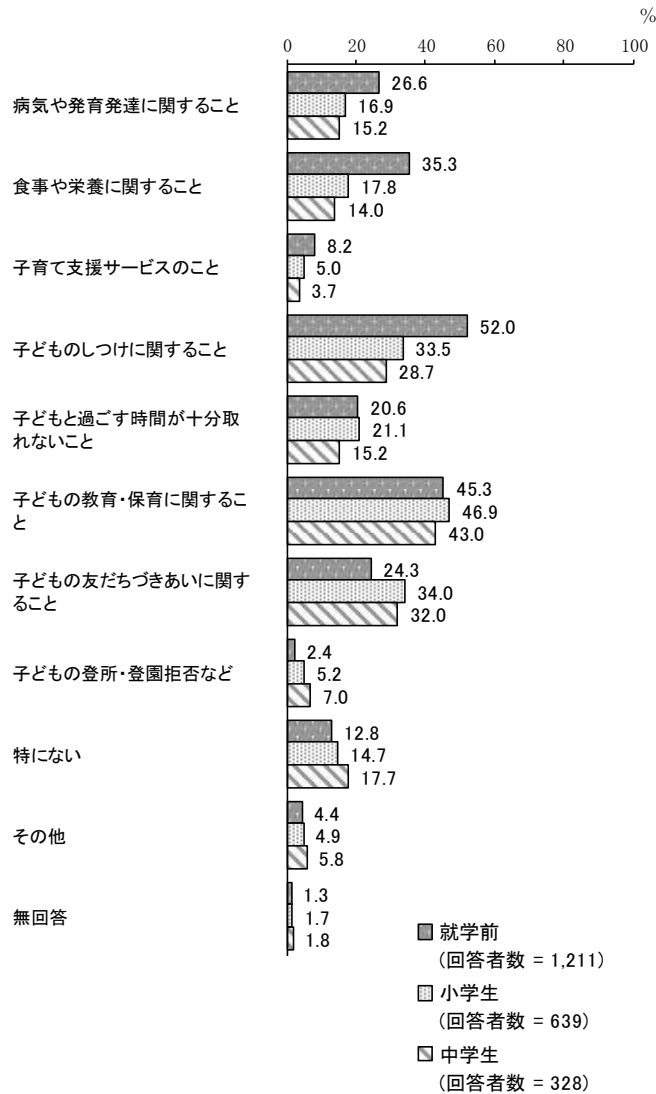
本市では、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた関係職員間の研修や、5歳児が実際に小学校で楽しむ機会をつくり、小学校生活への期待や親しみを持てるように取り組んでいます。

特に、就学前児童のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいること、気になることで「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%で、平成25年度調査と比較しても高くなっており、小学生児童、中学生生徒においても、4割を超えて高くなっていることから、今後も円滑な幼児期と学童期の接続に努めていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。就学前教育・保育施設に通っている・いないにかかわらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、就学前から小学校への円滑な接続を図ります。

【子育てに関して日常悩んでいること、気になること（子どもに関すること）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	子育て推進課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	芦屋市就学前カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育の提供を推進するため、芦屋市就学前カリキュラムを実施する。
3	芦屋市接続期カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、すべての子どもが遊びや生活を通じた学びを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していけるようにする。

## 基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

---

### 施策の方向 1 地域における子どもの居場所づくりの推進

#### 【現状と課題】

本市では、これまで地域の公共施設等の活用の他に、地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。

アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、平成 25 年度調査と比較すると、就学前児童と小学生児童の保護者において、低学年のうちは、放課後児童クラブ（学童保育）の希望割合が増加しています。また、放課後子ども教室（キッズスクエア等）については、低学年、高学年ともに利用希望割合が増加し、ニーズが高まっています。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

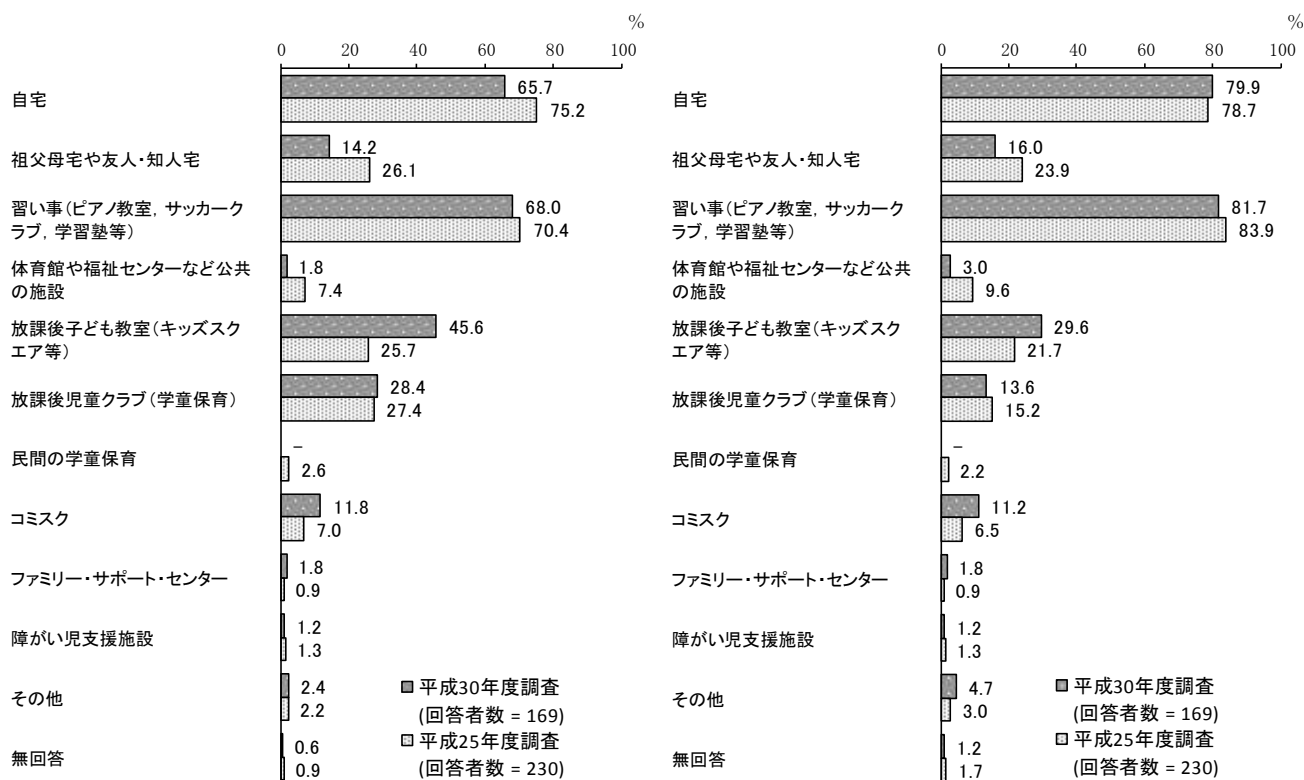
#### 【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【放課後の過ごさせ方に対する希望（就学前児童）】

(小学校低学年（1～3年生）)

(小学校高学年（4～6年生）)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 子育て推進課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の減額、免除	打出教育文化センター スポーツ推進課 美術博物館 谷崎潤一郎記念館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の減額、免除を図る。
3	公共施設の有効活用	所管課	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4	放課後子ども教室（キッズスクエア等）	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。

No	事業名	担当課	事業内容
5	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
6	児童館における子どもの居場所づくり (小学生以上対象)	児童センター	「スキップクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に入出りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
7	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供する。
8	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 生涯学習課	美術博物館及び三条文化財整理事務所における子ども対象ワークショップや公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。
9	地域まなびの場支援事業	地域福祉課	子どもの居場所「ひみつきち」として、郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成等を趣旨とする催事企画を実施し、地域の子どもたち及び誰もが集える場を提供する。



## 施策の方向 2 安全・安心なまちづくりの推進

### 【現状と課題】

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりやを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

アンケート調査では、子育て支援の満足度について、平成 25 年度調査と比べ、「満足度が高い」の割合が高くなっており、子育てしやすい環境が整ってきていることがうかがえます。

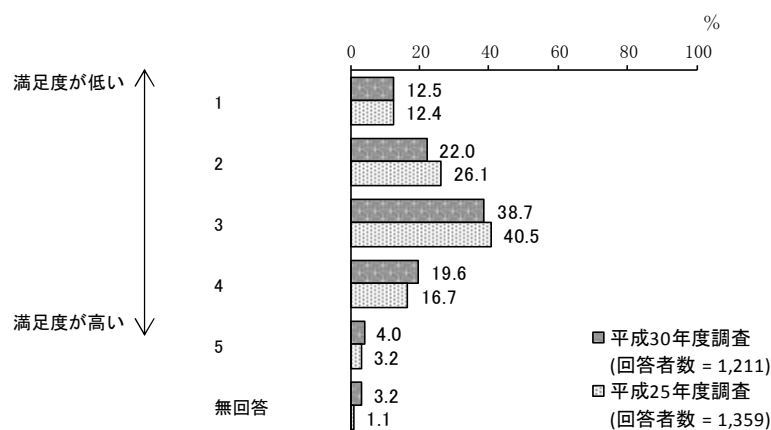
子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、市民・警察等の様々な主体が通学路点検やメールの配信サービス、定期的な会合等で情報を共有するとともに、住宅・学校・公共施設等の機能を高め、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。

### 【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

【芦屋市における子育ての環境や支援への満足度（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	建設総務課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動，声掛けを実施し，地域の防犯機能を高める。また，自主防犯の向上をめざし，地域（自治会），関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより，地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等，子どもを取り巻く様々な危険性についての教育，啓発	子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課	家庭，学校，地域及び関係機関が連携を図り，子どもや保護者に対して，様々な犯罪やトラブルの危険性についての教育，啓発，情報提供等を行う。
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 建設総務課 道路課 公園緑地課 建築課	公共施設のバリアフリー情報の発信 公共施設，公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡，ガードレール，グリーンベルト，街路灯等の設置，整備 通学，通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園，児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため，「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により，交通安全に対する意識向上を図る。
5	芦屋市通学路交通安全プログラムの実施	建設総務課 道路課 学校教育課	学校，PTA，行政，警察，地域との連携により，通学路の点検を定期的に行い，安全を確保する。
6	教育・保育施設における危機管理体制の強化	子育て推進課 学校教育課	自然災害や防犯対策について関係機関との連携を強化し，「いのち」を守る防災マニュアルや「こどもぼうさい」リーフレットを活用し，緊急時に子どもの安全を守ることができるよう体制を強化する。併せて，防災ヘルメット，防犯カメラの設置等をはじめとする防災，防犯対策に取り組む。
7	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報等に関する情報を発信する。
8	安全パトロールの実施	建設総務課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう，青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや，まちづくり防犯グループ，愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に，素早く適切な対応ができるように，保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

### 施策の方向3 児童虐待防止対策の推進

#### 【現状と課題】

児童虐待への対応については、家庭児童相談室を中心に要保護児童対策地域協議会の関係機関等の連携により困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っています。

しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も年々増加を続けており、児童虐待防止対策の強化に向けた法改正等更なる体制の強化が求められています。

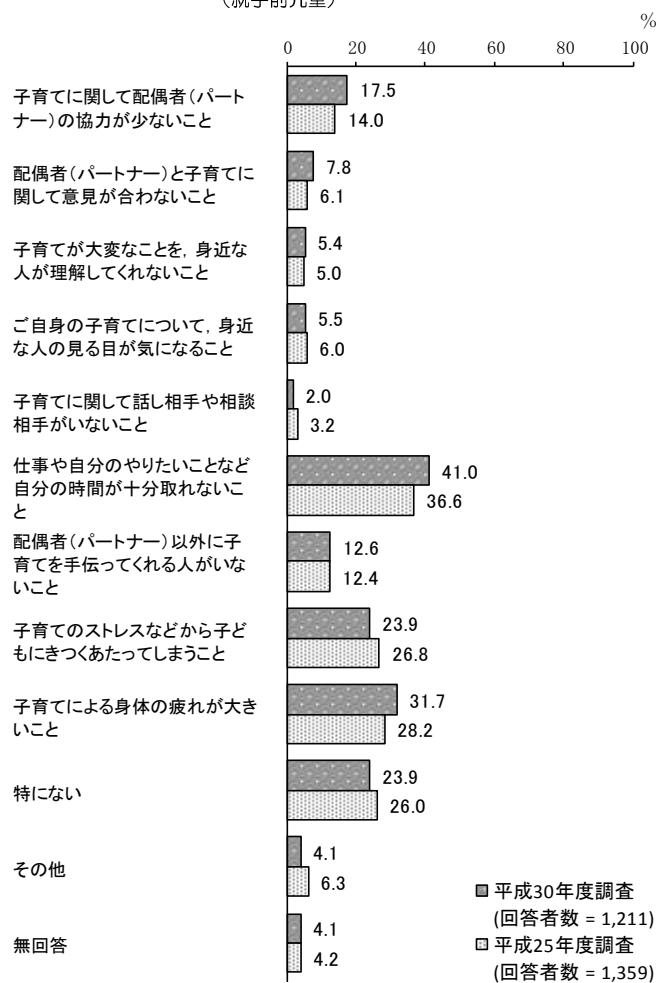
就学前児童のアンケート調査では、子育てでの悩みや不安として、「子どものしつけに関すること」の割合が約5割となっています。また、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が4割半ばとなっており、子育てへの不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。また、小学生児童、中学生生徒の調査でも同様に子どものしつけについての悩みが見られ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいることがわかります。さらに、保護者自身に関することの悩みとして、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」に次いで、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合も高くなっています。

子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要であり、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関が連携、協働するネットワーク機能の強化が求められます。

#### 【施策の方向性】

すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援拠点」を開設します。「子ども家庭総合支援拠点」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実に努め、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【子育てに関して、ご自身に関することで日常悩んでいること、気になること】  
(就学前児童)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	子育て推進課	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行う。
2 ※	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	子育て推進課	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	子どもとその保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。

No	事業名	担当課	事業内容
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向 4 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

### 【現状と課題】

幼稚園・保育所・認定こども園等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており、支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

就学前児童のアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」の希望がありました。

今後も、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもと家庭への継続した相談支援・発達支援・啓発活動等を実施し、関係機関と連携を図っていくことが必要であり、保育、教育、就労へと移行する際には、医療機関や学校等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

また、日本での生活に不慣れな外国籍の子どもや帰国児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、日常生活における生活支援が必要です。

### 【施策の方向性】

障がいのある児童等の健やかなな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、配慮が必要な子どもとその保護者のライフステージに対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	子育て推進課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	インクルーシブ教育・保育	子育て推進課 学校教育課	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	医療的ケア児教育・保育	子育て推進課 学校教育課	医療的ケアを必要とする子どもに対して安全な教育・保育を実施する。

No	事業名	担当課	事業内容
4	特別支援教育センターの相談	学校教育課	支援を必要とする子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
5	療育支援相談事業	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。
6	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子ども等を対象に機能訓練事業を行う。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
7	サポートファイルの普及・啓発	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。
8	日本語指導支援ボランティア	学校教育課	外国人児童生徒等に対して、日本語指導や学習支援を行う。
9	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	学校教育課	センター校を設置し、支援員を配置し学習支援を行う。

## 基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

### 施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

#### 【現状と課題】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

就学前児童のアンケート調査結果では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が 56.5%、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」が 13.6%となっています。また、平成 25 年度調査と比較すると、保護者の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で 39.6%と増加している一方で、父親では、「取得していない」の割合が 86.5%となっており、未だ低い水準となっています。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 33.8%となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

#### 【施策の方向性】

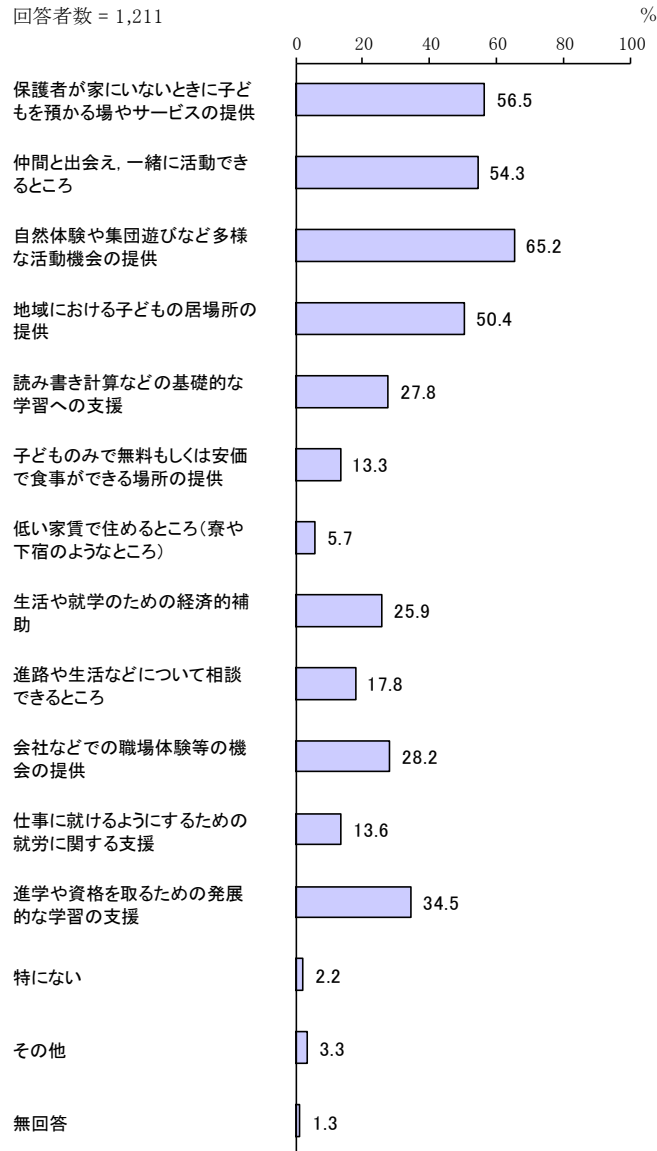
仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が令和 7 年 3 月までの 10 年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。



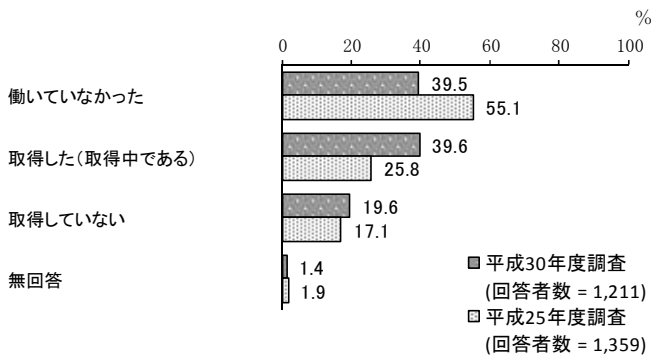
【現在,または将来的に,どのような支援があるとよいか(就学前)】

回答者数 = 1,211

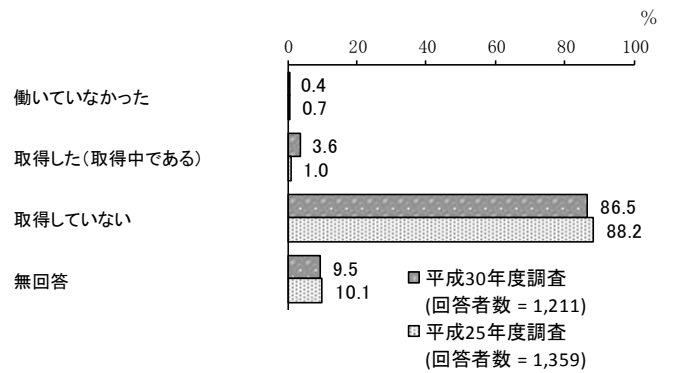


資料 : 子育て支援に関するアンケート調査 (平成 31 年 3 月)

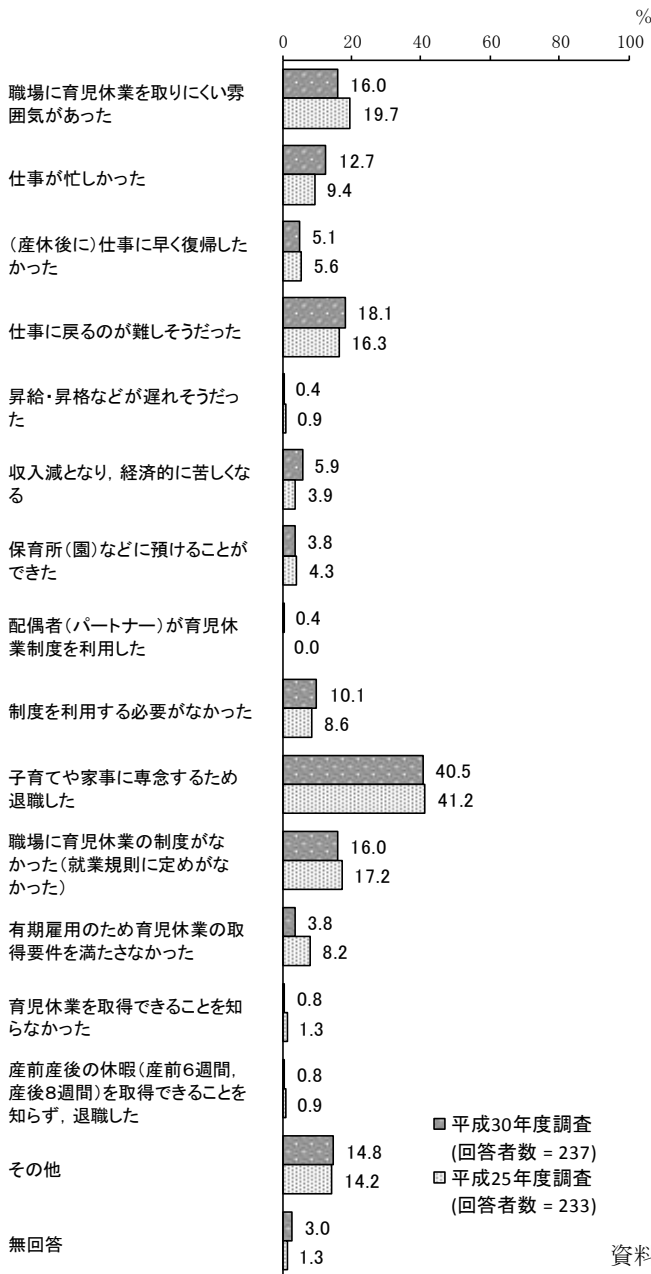
【母親の育児休業の取得の有無（就学前）】



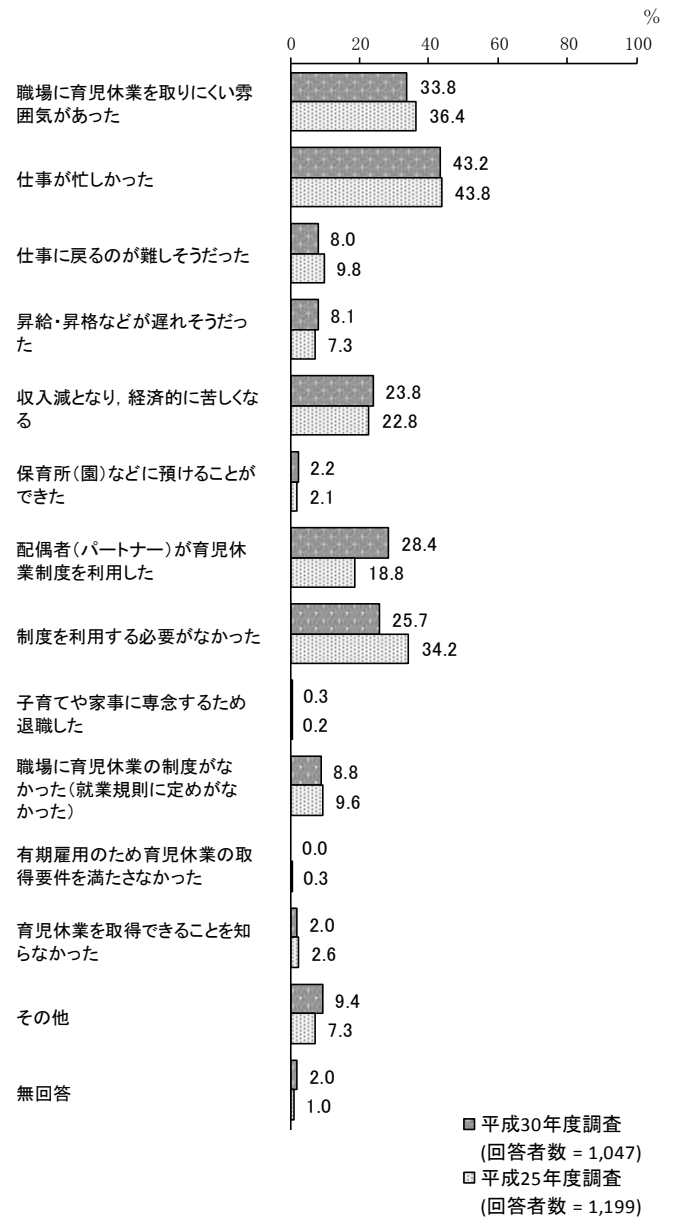
【父親の育児休業の取得の有無（就学前）】



【母親の取得していない理由（就学前）】



【父親の取得していない理由（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 子育て推進課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児・家事などに参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2 ※	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課	通常の利用時間帯以外の時間において、引き続き保育を行う。
3 ※	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子育て推進課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。
4 ※	病児保育事業(体調不良児対応型)	子育て推進課	児童が保育中に体調不良となった場合に緊急的及び保健的な対応を行うため、看護師等を保育施設に一人配置する。
5 ※	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けられない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を提供し健全育成を図る。
6	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 地域経済振興課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

## 施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

### 【現状と課題】

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

就学前児童のアンケート調査結果においても、平成 25 年度調査と比較すると、母親の育児休業の取得率は大きく増加している一方で、父親の取得状況に大きな変化はなく、多くが取得できていない状況です。

また、育児休業を取得した方の半数以上が、本人の希望と異なる時期に職場復帰しています。理由としては、「希望する保育所（園）に入るため」又は「希望する保育所（園）に入れなかったため」であることから、産休・育休から希望する時期に職場復帰できる環境の整備が必要です。

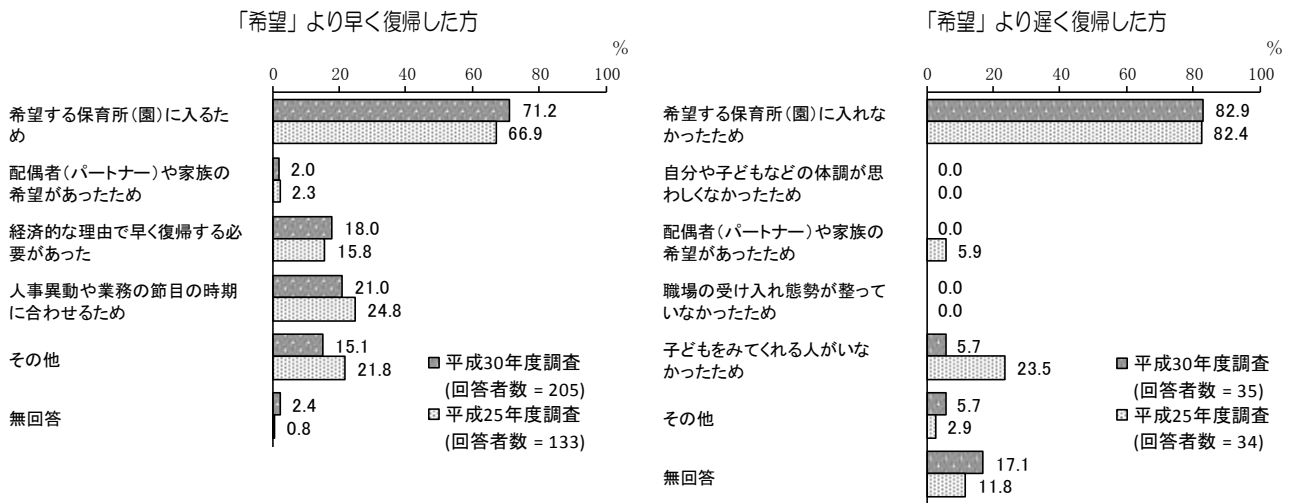
育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

### 【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。

また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

【希望の時期に職場復帰しなかった理由（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	地域経済振興課	育児休業制度の普及，促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	地域経済振興課	結婚，出産等で一時的に退職した者が復職できるように，再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	子育て推進課 健康課	特定型では，子育て推進課にて保育コンシェルジュが，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し，必要に応じて案内やサポートを行う。 母子保健型では，子育て世代包括支援センターにて保健師が，情報機関や関係機関と連携し，妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートを行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業



## 第5章

# 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子どもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

これに基づき、第1期計画では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本として設定しました。

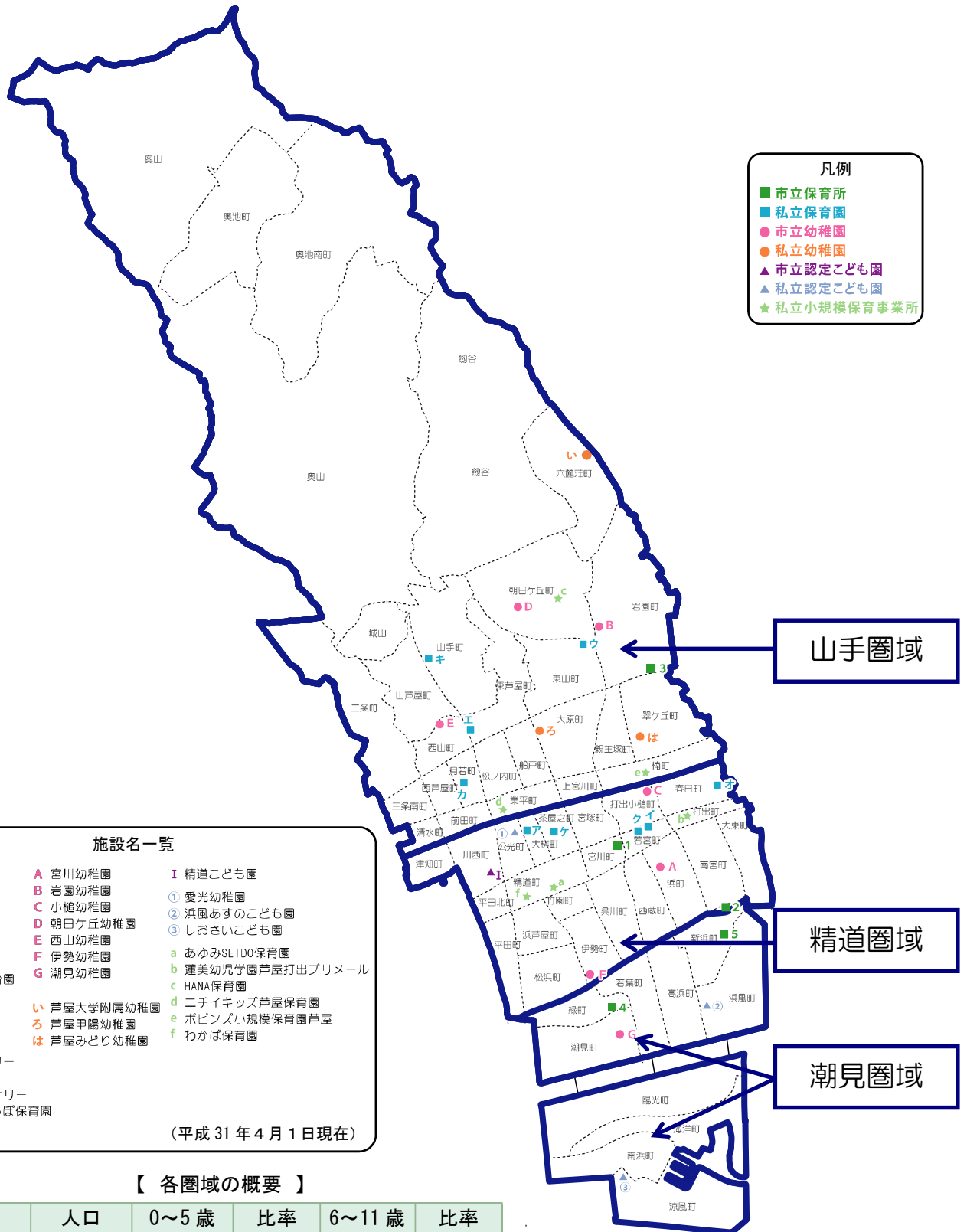
第2期計画でも、引き続き、中学校区を1つの圏域として、すべての就学前の子どもが身近な地域で豊かな教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設等の基盤整備を推進します。

【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



(イメージ図掲載予定)

【 幼稚園及び保育所等の配置図 】



- 凡例
- 市立保育所
  - 私立保育園
  - 市立幼稚園
  - 私立幼稚園
  - ▲ 市立認定こども園
  - ▲ 私立認定こども園
  - ★ 私立小規模保育事業所

山手圏域

精道圏域

潮見圏域

施設名一覧

1 打出保育所	A 宮川幼稚園	I 精道こども園
2 大東保育所	B 岩園幼稚園	① 愛光幼稚園
3 岩園保育所	C 小槌幼稚園	② 浜風あすのこども園
4 緑保育所	D 朝日ヶ丘幼稚園	③ しおさいこども園
5 新浜保育所	E 西山幼稚園	a あゆみSEIDO保育園
ア さくら保育園	F 伊勢幼稚園	b 蓮美幼児学園芦屋打出プリメール
イ 芦屋こばと保育園	G 潮見幼稚園	c HANA保育園
ウ あゆみ保育園	い 芦屋大学附属幼稚園	d ニチキッズ芦屋保育園
エ 山手夢保育園	ろ 芦屋甲陽幼稚園	e ポピンス小規模保育園芦屋
オ 夢咲保育園	は 芦屋みどり幼稚園	f わかば保育園
カ 蓮美幼児学園		
芦屋川ナーサリー		
キ 蓮美幼児学園		
芦屋山手ナーサリー		
ク 芦屋こばとぼっば保育園		
ケ 茶屋保育園		

(平成31年4月1日現在)

【 各圏域の概要 】

	人口 (人)	0~5歳 (人)	比率 (%)	6~11歳 (人)	比率 (%)
山手圏域	42,404	1,858	4.4	2,280	5.4
精道圏域	34,327	1,647	4.8	1,834	5.3
潮見圏域	18,757	787	4.2	1,012	5.4

(平成31年4月1日現在)



## 2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	幼稚園，保育所，認定こども園 地域型保育事業等	3圏域	3圏域を基本とするが，交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから，圏域間の移動を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業(延長保育事業)	3圏域	保育所の整備により利用定員が確保されることを想定しているため，3圏域で確保方を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業	小学校区	小学校内を基本とするが，利用実態に合わせ確保方を検討する。
	(3) 子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり，限られたニーズに対応するため市全域とする。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから3圏域とする。
	(5-1) 幼稚園における一時預かり事業	市全域	実施する幼稚園の在園児の利用希望について，それぞれの園において対応するものであることから市全域とする。
	(5-2) 保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	市全域	当事業を実施する保育所，ファミリー・サポート・センター等の多様な資源が混在することから市全域とする。
	(6) 病児保育事業	市全域	病児・病後児という対象者が限られたニーズに対応するものであることから市全域とする。
	(7) 子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	援助を受けることを希望する者(依頼会員)と，援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動により，一時預かり事業を実施するものであり，会員を増やしていくことが確保方策となることから市全域とする。
	(8) 利用者支援事業	市全域	保護者からの問い合わせに対し，広範な子育て支援情報の提供や相談を実施することから市全域とする。
	(9) 妊婦健康診査	市全域	医療機関において行っていく実施体制であることから市全域とする。
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから市全域とする。
	(11) 養育支援訪問事業	市全域	必要とする家庭を訪問し，指導・助言を行う実施体制であることから市全域とする。
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	幼稚園，保育所，認定こども園等において実費徴収を行うことが出来る費用についての助成であることから市全域とする。
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	幼稚園，保育所，認定こども園，地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大や，良質かつ適切な提供体制の確保を図るための補助であることから市全域とする。	

### 3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業は，次のとおり分類され，アンケート調査に基づき，それぞれ「量の見込み」を算出した。

#### (1) 教育・保育

	対象年齢	量の見込みの算出項目		対象家庭
1	3～5歳	1号認定	3歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労（月64時間未満）家庭 など
			4歳以上	
2	3～5歳	2号認定	教育希望が強い	ひとり親家庭又は共働き家庭で教育希望が強い家庭
			上記以外	
3	0～2歳	3号認定	0歳	ひとり親家庭 共働き家庭
			1・2歳	

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

	量の見込みの算出項目		対象児童	対象家庭
1	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳	ひとり親家庭 共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業		1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
3	子育て短期支援事業 （子育て家庭ショートステイ事業）		0～5歳 1～6年生	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業		0～2歳	すべての家庭
5	一時預かり事業	幼稚園における一時預かり	3～5歳	幼稚園等利用家庭
		保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり	0～5歳	すべての家庭
6	病児保育事業		0～5歳 1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（小学生のみ） （ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生	すべての家庭

※「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については，アンケート調査に基づき量を見込むものではないため，国の動向や本市の実情を踏まえ，今後の方向性を記載します。

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。詳細の算出方法は、事業によって様々ですが、共通の考え方として、対象となる家庭を類型化（フルタイム、パート・アルバイト、未就労等）し、それぞれアンケート調査結果から“事業の利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出しています。

[ステップ1]

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭タイプに分類します。

[ステップ2]

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、保護者の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

[ステップ3]

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年度の将来児童数と潜在家庭タイプ別の割合を掛け合わせます。

[ステップ4]

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の割合に将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

[ステップ5]

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

[ステップ6]

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年毎のニーズ量を算出します。

上記ステップに基づき、ニーズ量を算出していますが、直近の実績値との乖離が生じている場合等については補正を行い、量の見込みを確定させています。

## 4

## 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 教育・保育

本市では、市立幼稚園の在籍者は緩やかに減少傾向にあります。一方で、保育所等については定員枠を増やしているものの、入所待ち児童が生じています。

従前からの保育施設の整備に加え、平成27年度からは、認定こども園及び小規模保育事業所の整備や、認可保育所の定員変更により、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできました。

	令和元年度（4月1日現在）				
	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上 保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
0～5歳人口	2,307人			589人	1,396人
定員	203人	1,107人	771人	147人	554人
幼稚園	128人	912人	—	—	—
認可保育所	—	—	549人	85人	317人
認定こども園	75人	195人	222人	30人	97人
小規模保育事業	—	—	—	28人	76人
企業主導型保育施設 （地域枠）	—	—	—	4人	64人

## 【今後の方向性】

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取り組みを着実に進めてまいります。

また、今後も引き続き就学前教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討してまいります。

- ※ ニーズ量の見込み及び提供量（確保方策）については、圏域合計を市全域の数値としています。また、いずれも各年度の4月1日現在の数値としています。
- ※ 市立幼稚園については、令和元年度の学級数に基づいて算出した利用定員を、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 私立幼稚園については、各施設に対して照会した回答内容に基づいて、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 企業主導型保育施設については、各施設に対して照会した回答内容に基づいて地域枠定員数を令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 令和3年度に計上している市立幼稚園での3歳児保育の試験的実施については、実施期間が未定のため、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。

(2) 令和2年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		2,179人				641人	1,331人
ニーズ量の見込み		292人	753人	224人	696人	126人	631人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	190人	1,055人	842人		155人	527人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	190人	1,055人	842人		159人	591人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲102人	302人	▲78人		33人	▲40人
提供量増加数(前年度比較)		▲13人	▲52人	71人		12人	37人

山手圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		957人				286人	580人
ニーズ量の見込み		155人	347人	137人	221人	60人	226人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	115人	500人	213人		53人	165人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	115人	500人	213人		56人	187人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲40人	153人	▲145人		▲4人	▲39人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		▲13人	▲52人	14人		6人	20人
		市立朝日ヶ丘幼稚園の閉園 芦屋大学附属幼稚園及び芦屋甲陽幼稚園の新制度への移行 翠ヶ丘保育園の整備					

精道圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		816人				245人	505人
ニーズ量の見込み		82人	262人	56人	312人	37人	268人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	360人	382人		66人	240人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	25人	360人	382人		67人	256人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲57人	98人	14人		30人	▲12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	57人		6人	17人
		はなえみ保育園の整備					

潮見圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		415人				114人	253人
ニーズ量の見込み		55人	144人	31人	163人	29人	137人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	247人		36人	122人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	247人		36人	148人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲5人	51人	53人		7人	11人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(3) 令和3年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		2,114人				632人	1,311人
ニーズ量の見込み		287人	729人	223人	703人	136人	651人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	265人	1,025人	977人		155人	599人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	265人	1,025人	977人		159人	663人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲22人	296人	51人		23人	12人
提供量増加数(前年度比較)		75人	▲30人	135人		0人	72人

山手圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		930人				281人	573人
ニーズ量の見込み		151人	337人	134人	216人	64人	234人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	140人	500人	277人		53人	197人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	140人	500人	277人		56人	219人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲11人	163人	▲73人		▲8人	▲15人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		25人	0人	64人		0人	32人
		市立幼稚園での3歳児保育の試験的実施 翠ヶ丘保育園の定員変更 民間保育施設の誘致等					

精道圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		790人				238人	491人
ニーズ量の見込み		79人	253人	56人	312人	39人	271人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	75人	330人	457人		72人	270人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	75人	330人	457人		73人	286人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲4人	77人	89人		34人	15人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		50人	▲30人	75人		6人	30人
		市立精道こども園の新園舎整備(定員変更) (仮称)市立西蔵認定こども園の整備 市立伊勢幼稚園の閉園					

潮見圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		408人				119人	258人
ニーズ量の見込み		57人	139人	33人	175人	33人	146人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲7人	56人	35人		▲3人	12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	▲4人		▲6人	10人
		市立新浜保育所の閉所 民間保育施設の誘致等					



(4) 令和4年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		2,048人				624人	1,290人
ニーズ量の見込み		283人	704人	224人	716人	146人	670人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量－ニーズ量)		17人	391人	115人		22人	37人
提供量増加数(前年度比較)		35人	70人	78人		9人	44人

山手圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		902人				275人	565人
ニーズ量の見込み		147人	326人	132人	212人	69人	241人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量－ニーズ量)		13人	214人	▲49人		▲7人	▲12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		20人	40人	18人		6人	10人
		市立朝日ヶ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園の整備(翠ヶ丘保育園の認定こども園への移行)					

精道圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		762人				231人	478人
ニーズ量の見込み		77人	244人	56人	315人	40人	275人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量－ニーズ量)		13人	116人	146人		36人	45人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		15人	30人	60人		3人	34人
		市立伊勢幼稚園敷地を活用した認定こども園の整備					

潮見圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		401人				125人	262人
ニーズ量の見込み		59人	134人	36人	189人	37人	154人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲9人	61人	18人		▲7人	4人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(5) 令和5年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,983人				615人	1,270人
ニーズ量の見込み		278人	679人	223人	724人	156人	688人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量－ニーズ量)		22人	416人	108人		12人	19人
提供量増加数(前年度比較)		0人	0人	0人		0人	0人

山手圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		875人				270人	558人
ニーズ量の見込み		143人	316人	128人	205人	72人	248人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量－ニーズ量)		17人	224人	▲38人		▲10人	▲19人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

精道圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		737人				224人	464人
ニーズ量の見込み		75人	235人	57人	314人	43人	276人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量－ニーズ量)		15人	125人	146人		33人	44人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

潮見圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		394人				130人	268人
ニーズ量の見込み		60人	128人	38人	205人	41人	164人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲10人	67人	0人		▲11人	▲6人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(6) 令和6年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		1,954人				608人	1,253人
ニーズ量の見込み		274人	672人	228人	741人	166人	707人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量-ニーズ量)		26人	423人	86人		2人	0人
提供量増加数(前年度比較)		0人	0人	0人		0人	0人

山手圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		860人				267人	550人
ニーズ量の見込み		141人	311人	130人	209人	77人	254人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量-ニーズ量)		19人	229人	▲44人		▲15人	▲25人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

精道圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		725人				223人	459人
ニーズ量の見込み		74人	231人	58人	320人	45人	285人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量－ニーズ量)		16人	129人	139人		31人	35人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

潮見圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		394人				129人	264人
ニーズ量の見込み		59人	130人	40人	212人	44人	168人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲9人	65人	▲9人		▲14人	▲10人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

## 5

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  
並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の利用時間帯以外の時間において引き続き保育を行っています。

## 【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登 録 者 数	398 人	464 人	455 人	472 人	449 人
実 施 箇 所 数	16 か所	21 か所	22 か所	23 か所	24 か所

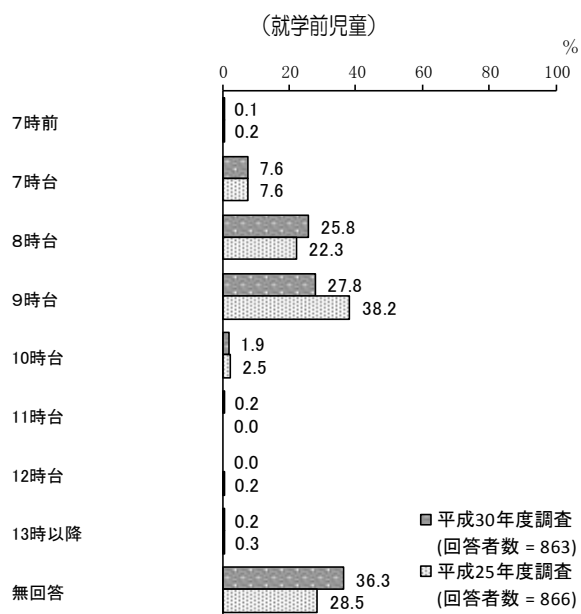
## 【アンケート調査から見られる現状】

平日に定期的に利用している教育・保育の事業の利用希望開始時間は、「9時台」の割合が27.8%と最も高く、次いで「8時台」の割合が25.8%となっています。

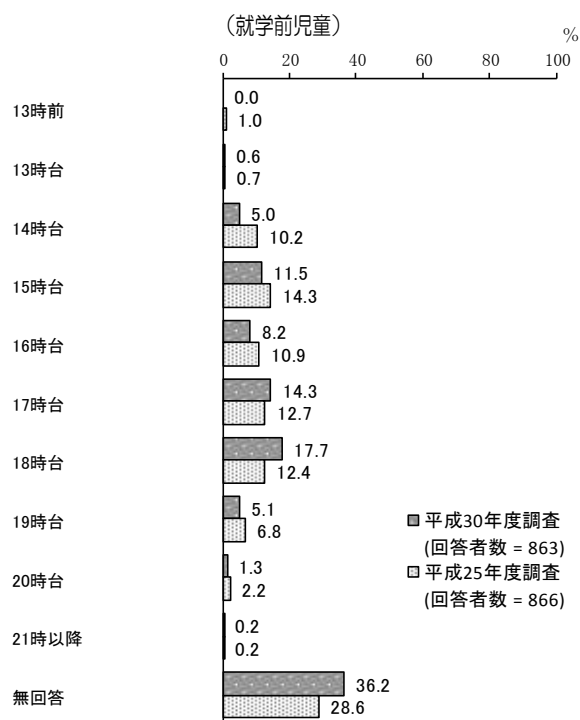
利用希望終了時間については、「18時台」の割合が17.7%と最も高く、次いで「17時台」の割合が14.3%、「15時台」の割合が11.5%となっています。

また、「19時台」5.1%、「20時台」1.3%と、19時以降の利用希望は低くなっています。

【平日に定期的に利用している教育保育事業の利用希望開始時間】



【平日に定期的に利用している教育保育事業の利用希望終了時間】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【今後の方向性】

ニーズは高いものの、保護者の就労に合わせた利用になるため実際の利用者は限定されており、現在、ニーズに見合った提供体制は確保されています。今後5年間の計画の中で就学前教育・保育施設の整備を行い、受皿を確保し、18時台の保育終了時間希望の保護者に対応していきます。

通常の利用時間帯以外の時間において、圏域ごとに提供体制が取れるよう確保していきます。



【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	490人	501人	512人	523人	540人
提供量	490人	501人	512人	523人	540人
山手圏域	205人	210人	214人	219人	226人
精道圏域	180人	184人	188人	192人	198人
潮見圏域	105人	107人	110人	112人	116人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭において適切な保護育成を必要とする小学1～6年生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

### 【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	413 人	479 人	493 人	511 人	517 人
学級数	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所	14 か所

### 【アンケート調査から見られる現状】

小学生児童調査における放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望について、低学年（1～3年生）のうちは、「自宅」の割合が65.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が64.3%、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」の割合が33.8%となっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、25.4%です。

高学年（4～6年生）になると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が75.3%、「自宅」の割合が70.0%、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」の割合が23.6%となっており、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、9.7%です。

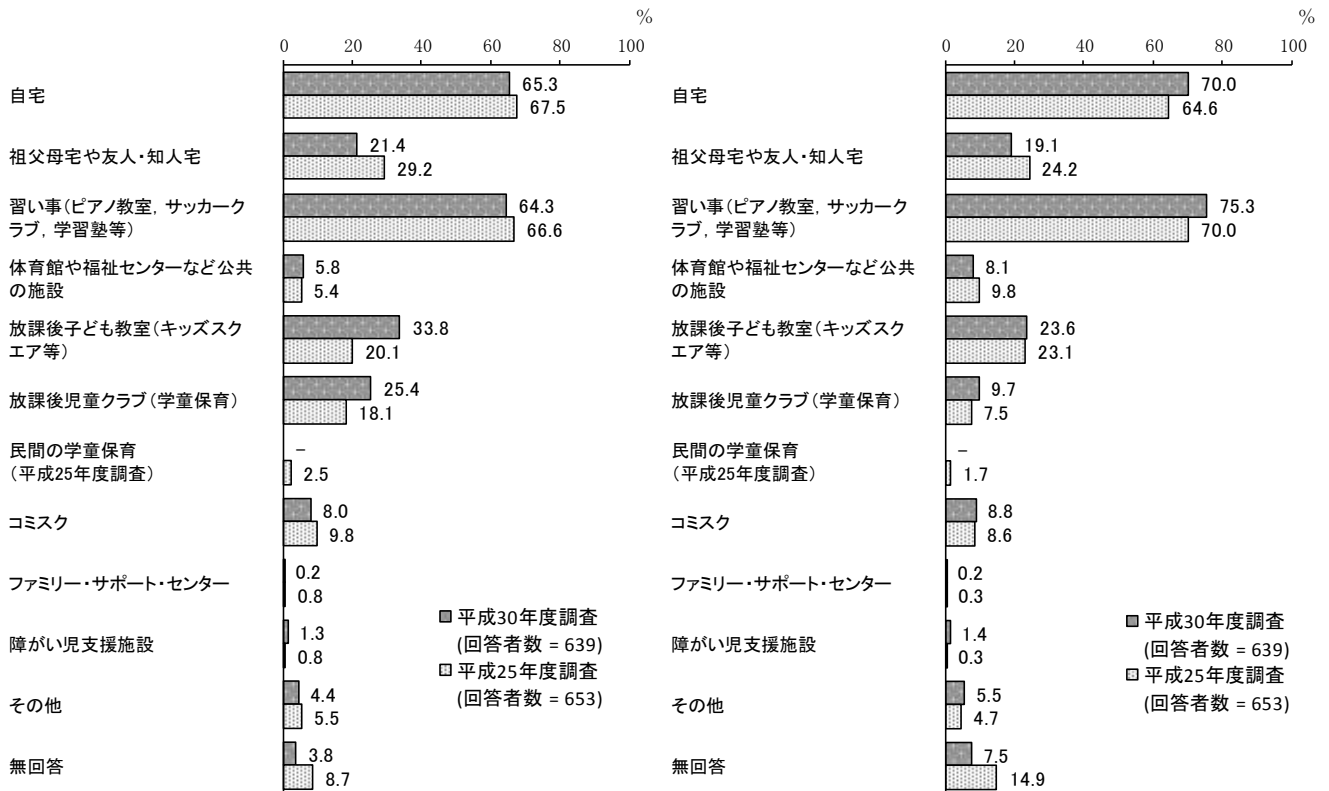
放課後児童クラブ（学童保育）の週あたりの利用希望日数については、低学年（1～3年生）で、4日・5日・6日の希望を合わせて59.3%と定期的な利用希望が高く、高学年（4～6年生）になると、4日・5日・6日の希望を合わせて24.2%と定期的な利用希望が低くなっており、就学前児童調査においても上記と同様の傾向が見られます。

平成25年度調査と比較すると、放課後における児童の過ごし方の選択肢が増え、放課後子ども教室（キッズスクエア等）の利用希望が高まっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）は、高学年よりも低学年において定期的な利用希望が高くなっています。

【放課後の過ごさせ方に対する希望（小学生）】

(小学校低学年（1～3年生）)

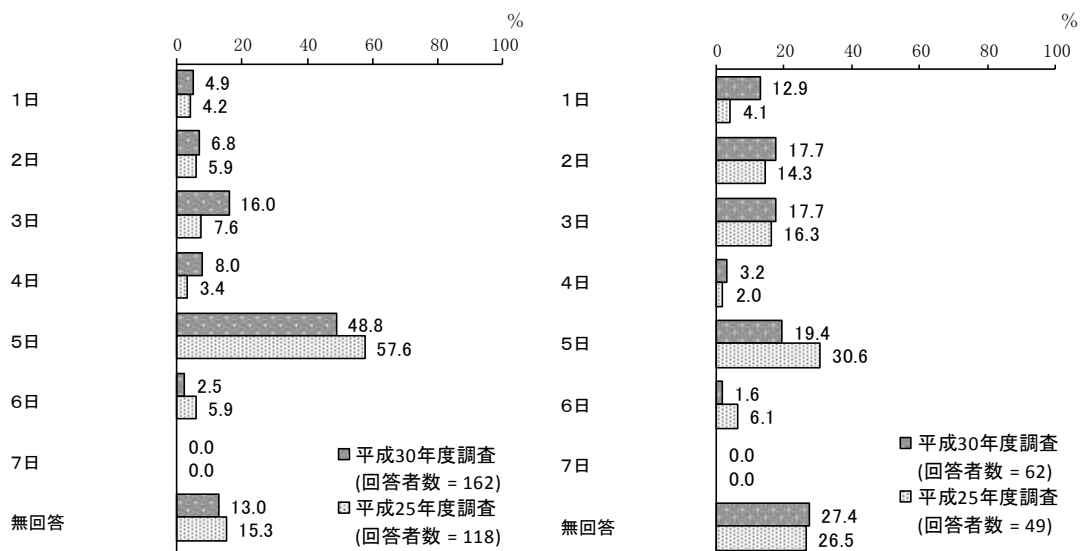
(小学校高学年（4～6年生）)



【放課後児童クラブ（学童保育）の過ごさせたい日数（小学生）】

(小学校低学年（1～3年生）)

(小学校高学年（4～6年生）)



※平成30年度調査の「放課後児童クラブ（学童保育）」については、平成25年度調査の「留守家庭児童会（学童保育）」と比較して表記しています。

資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

### 【今後の方向性】

今後も、運営の一部を民間事業者へ委託することにより、当該事業を継続していきま  
す。また、ニーズ量の確保に向けて、引き続き、放課後の適切な遊びと生活の場の提供  
に努めます。特に、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討します。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 ( 低 学 年 )	555 人	592 人	613 人	643 人	668 人
ニ ー ズ 量 ( 高 学 年 )	71 人	77 人	81 人	85 人	87 人
合 計	626 人	669 人	694 人	728 人	755 人
提 供 量	626 人	669 人	694 人	728 人	755 人
過 不 足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【量の見込み（学年別内訳）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	230人	244人	254人	266人	276人
山手圏域	85人	90人	94人	98人	102人
精道圏域	100人	106人	110人	116人	120人
潮見圏域	45人	48人	50人	52人	54人
小学2年生	174人	187人	193人	203人	210人
山手圏域	64人	69人	71人	75人	78人
精道圏域	76人	81人	84人	88人	91人
潮見圏域	34人	37人	38人	40人	41人
小学3年生	151人	161人	166人	174人	182人
山手圏域	56人	59人	61人	64人	67人
精道圏域	65人	70人	72人	76人	79人
潮見圏域	30人	32人	33人	34人	36人
小学4年生	58人	62人	65人	68人	70人
山手圏域	9人	10人	10人	11人	11人
精道圏域	31人	33人	35人	36人	38人
潮見圏域	18人	19人	20人	21人	21人
小学5年生	11人	12人	13人	13人	13人
山手圏域	2人	2人	2人	2人	2人
精道圏域	6人	6人	7人	7人	7人
潮見圏域	3人	4人	4人	4人	4人
小学6年生	2人	3人	3人	4人	4人
山手圏域	0人	0人	0人	1人	1人
精道圏域	1人	2人	2人	2人	2人
潮見圏域	1人	1人	1人	1人	1人

### (3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

#### 【実施状況】

	(年間延べ日数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数	33 日	28 日	6 日	38 日	10 日
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

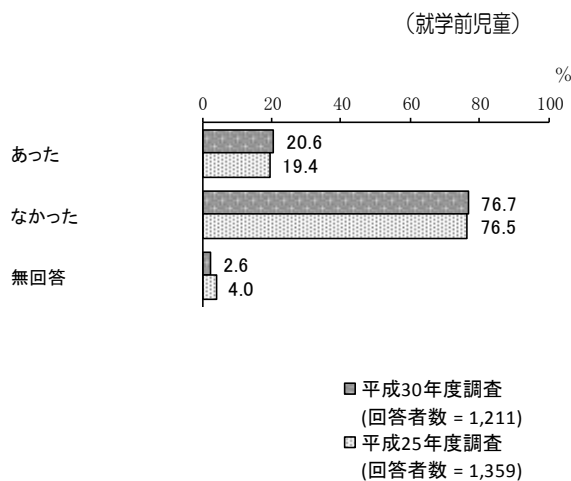
#### 【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、お子さんを泊りがけで家族以外に見てもらわなければならないことはあったかについて、短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用したと回答した人は1.6%（250件中4件）となっており、実際は親戚・知人にみてもらったという回答が81.6%あります。

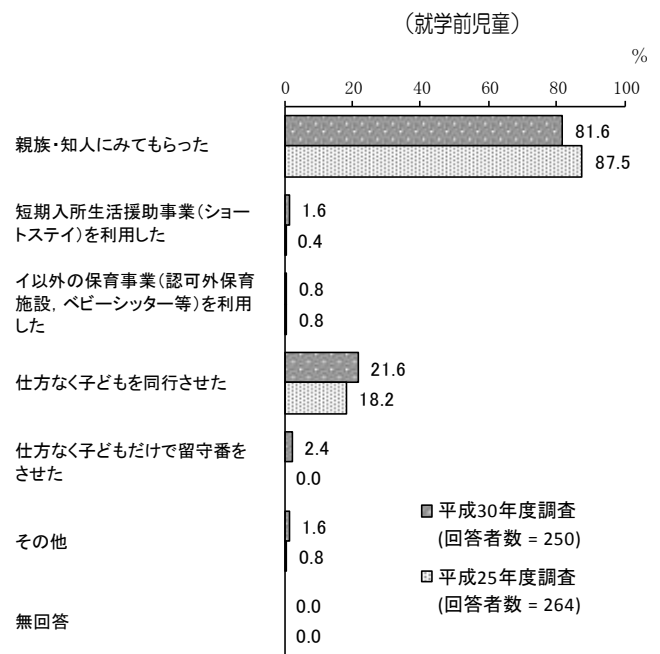
小学生児童調査では、「7泊以上」利用した人が1件ありました。

※アンケートでは、短期入所生活援助事業と表記しています。

【お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないかったこと】



【1年間の対処方法】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

### 【今後の方向性】

養育困難な家庭の支援を行う制度であるため、限られたニーズに対応することになります。保護者の子育ての負担軽減を図るために、サービスを必要としている家庭が制度を利用しやすいように情報提供を行い、現在の提供体制を継続していきます。

### 【量の見込みと確保方策】

(年間延べ日数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	23日	23日	23日	23日	23日
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提 供 量	23日	23日	23日	23日	23日
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	0日	0日	0日	0日	0日

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行うとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供しています。

##### 【実施状況】

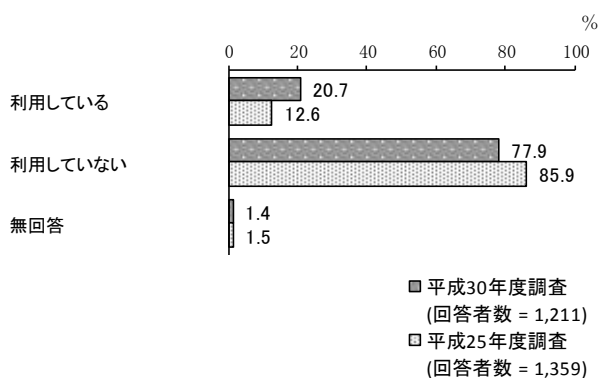
	(月間延べ人数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	2,484 人	2,437 人	2,526 人	2,715 人	3,268 人
実施箇所数 (出張ひろば含む)	1 箇所 (3 箇所)	1 箇所 (3 箇所)	1 箇所 (4 箇所)	1 箇所 (5 箇所)	3 箇所 (6 箇所)

##### 【アンケート調査から見られる現状】

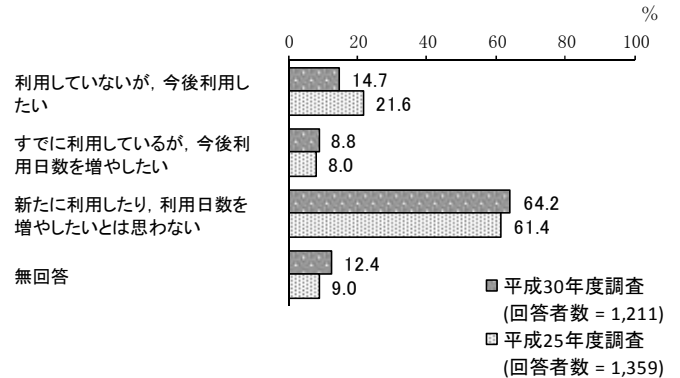
就学前児童調査では、地域子育て支援拠点事業について、平成 25 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しており、「利用していないが、今後利用したい」の割合は減少していることから、つどいのひろば事業の利用者のニーズは一定満たされていることがうかがわれます。

なお、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人で 1 週あたり利用希望回数は「1 回」の割合が 23.0%と最も高くなっていることから、今後週に 1 日程度の利用を希望されていることが分かります。

【つどいのひろばの利用希望（就学前児童）】



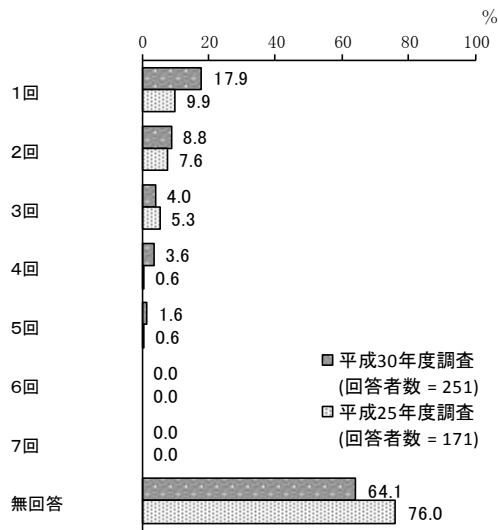
【つどいのひろばの今後の利用希望（就学前児童）】



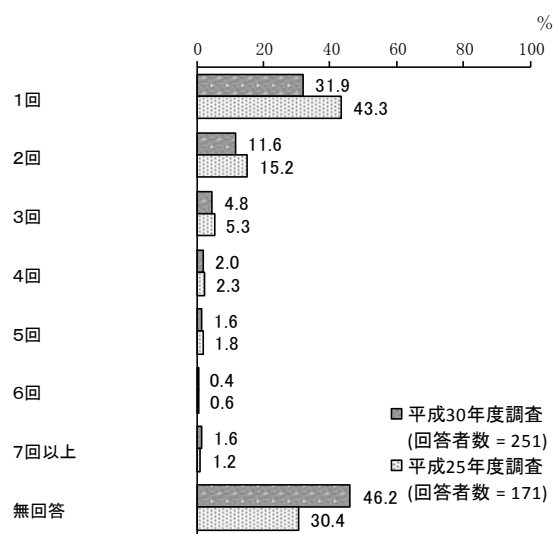
資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）



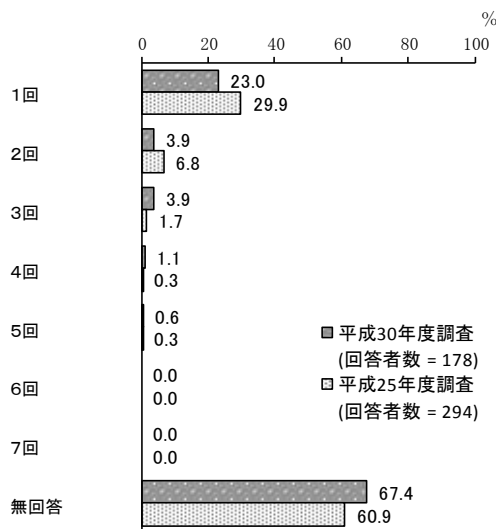
【1週当たりの利用回数（就学前児童）】



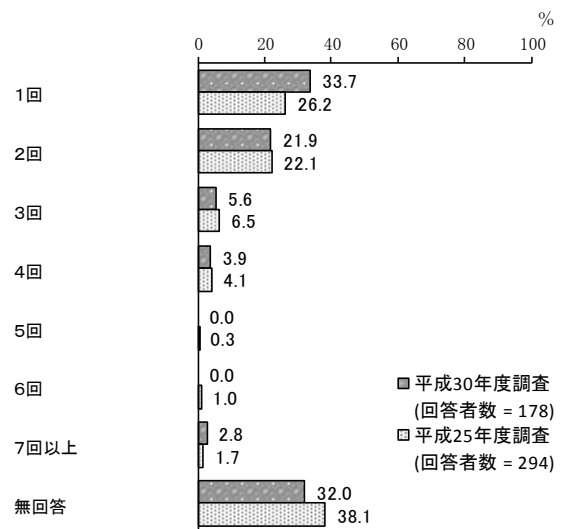
【1か月当たりの利用回数（就学前児童）】



【未利用者の1週当たりの利用希望回数（就学前）】



【未利用者の1か月当たりの利用希望回数（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

### 【今後の方向性】

圏域別のニーズを踏まえ、より身近な地域で利用できるように、今後5年間の計画の中で新たな支援拠点の設置について検討していきます。

子育て中の親子が気軽に集い交流する場や、育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができるよう、安心して子育てをできる環境整備に努めます。

また、拠点毎の特色などを周知し、幅広い利用につなげます。

【量の見込みと確保方策】

(月間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	5,468人	5,394人	5,320人	5,248人	5,194人
実施箇所数 (確保方策)	3か所	4か所	4か所	4か所	5か所
山手圏域	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
精道圏域	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
潮見圏域	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

## (5-1) 幼稚園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、市立幼稚園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

### 【実施状況】

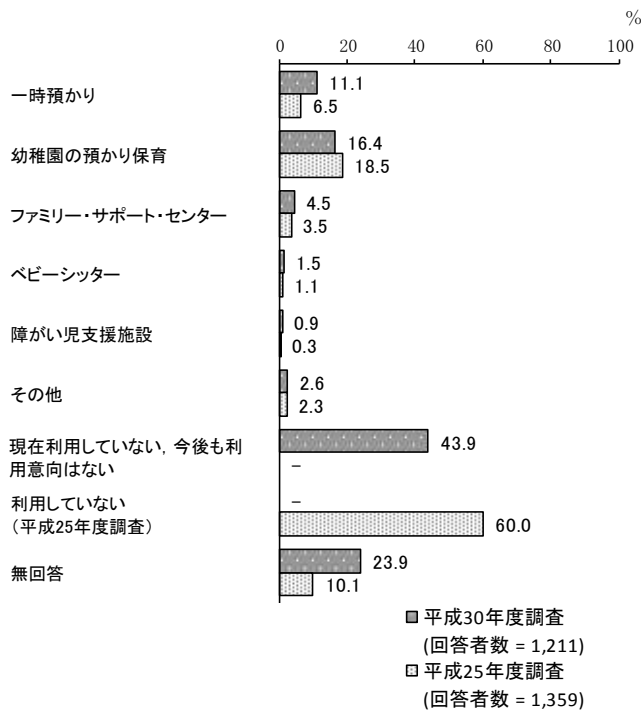
	(年間延べ人数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	23,144 人	21,904 人	18,094 人	19,689 人	21,448 人
実施箇所数	9 か所	8 か所	7 か所	8 か所	8 か所

※ 年間延べ利用者数及び実施箇所数は、市立幼稚園分のみを表記。

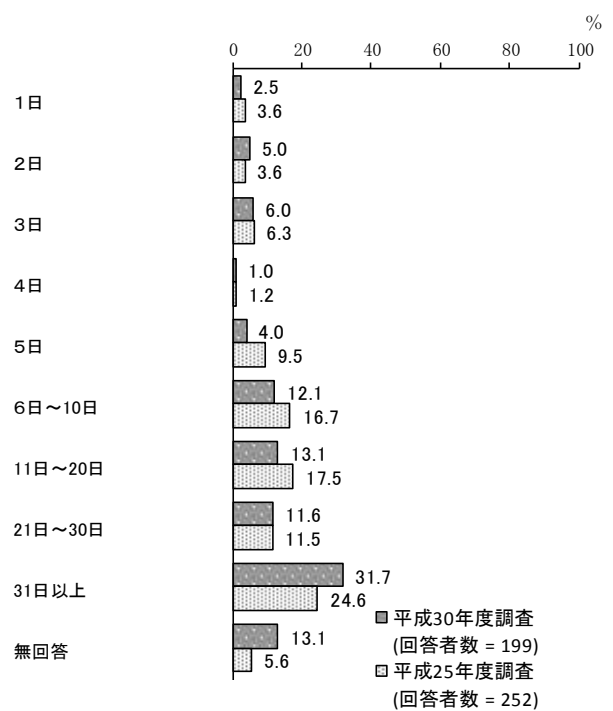
### 【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「現在利用していない、今後も利用意図はない」が 43.9%と最も高く、利用は低い結果となっていますが、その中でも「幼稚園の預かり保育」が 16.4%となっており、実際の利用状況においても、年間 31 日以上利用している人の割合が 31.7%と最も高くなっています。

【不定期に利用している事業（就学前児童）】



【幼稚園の預かり保育（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

市内の幼稚園及び認定こども園の全園で実施しており、延べ利用人数については、市立幼稚園においては横ばい傾向であり、私立幼稚園においても毎年の調査から、一定数のニーズがあると認められます。

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、引き続き提供体制を充実していきます。

【量の見込みと確保方策】

【3歳】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（1号認定による利用）	5,173人	5,071人	4,968人	4,866人	4,787人
ニーズ量（2号認定による利用）	12,404人	12,158人	11,913人	11,667人	11,478人
提 供 量	17,577人	17,229人	16,881人	16,533人	16,265人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

【4・5歳】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（1号認定による利用）	24,169人	23,329人	22,489人	21,650人	21,343人
ニーズ量（2号認定による利用）	20,660人	19,942人	19,224人	18,506人	18,244人
提 供 量	44,829人	43,271人	41,713人	40,156人	39,587人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所等で預かり保育を実施しています。

その他、子どもの一時的な預かりの受け皿としての役割を、ファミリー・サポート・センター事業が担っています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動です。

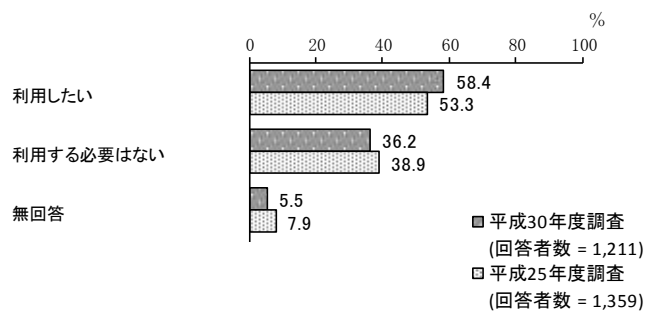
### 【実施状況】

	(年間延べ人数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所等の一時預かり	4,382 人	4,049 人	5,658 人	4,800 人	1,958 人
ファミリー・サポート・センター	4,626 人	5,437 人	4,669 人	4,580 人	3,969 人

### 【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を含め、利用は低い結果となっています。しかし、利用する必要があると思うかについては、「利用したい」が 58.4%となっており、潜在的なニーズがうかがえます。

【不定期的に利用したい事業の有無（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

一時預かり事業は、現在市内の私立保育園3か所、私立認定こども園1か所、私立小規模保育事業所1か所で実施しています。ニーズ量に合う提供体制を確保するため、今後、新たな受け皿の整備を検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めていくとともに、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

(年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	6,414人	6,253人	6,092人	5,930人	5,862人
提 供 量	6,414人	6,253人	6,092人	5,930人	5,862人
保 育 所 等 の 一 時 預 かり	3,261人	3,172人	3,083人	2,993人	2,965人
ファミリ-・サポ- - センター	3,153人	3,081人	3,009人	2,937人	2,897人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

## (6) 病児保育事業

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの1つとして実施しています。病後児保育については平成22年4月から、また、病児保育については平成25年7月から市立芦屋病院内において実施しています。

### 【実施状況】

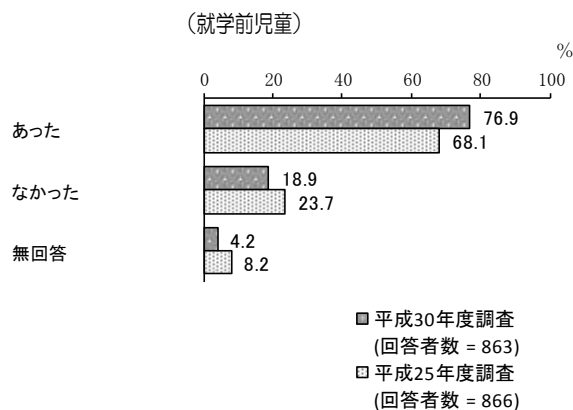
	(年間延べ人数)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	191人	185人	147人	194人	344人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【アンケート調査から見られる現状】

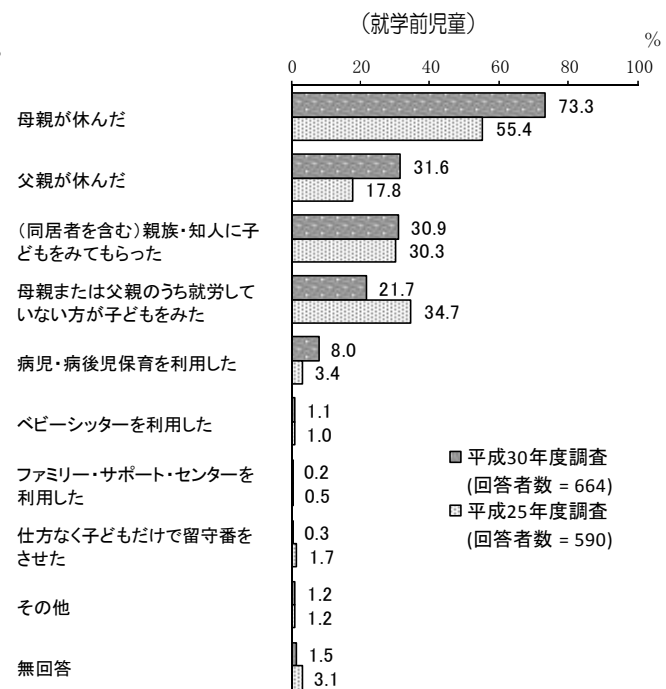
就学前児童調査では、この1年間に、お子さんが病気や怪我で通常の事業が利用できなかったことはあるかについて、「あった」が76.9%となっています。その対処方法として、病児・病後児の保育を利用した人は8.0%とごく僅かで、「母親が休んだ」は73.3%と半数以上が回答しています。

一方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は49.1%となっており、ニーズがあることが分かります。

【お子さんが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと】

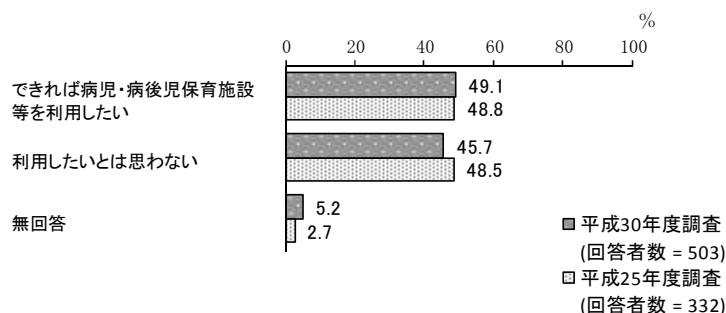


【1年間の対処方法対処方法】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【病児・病後児保育施設等の利用希望（就学前児童）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

現在市立芦屋病院の病児・病後児保育ルームで事業を実施しており、平成 30 年度からは、当日の利用受付を開始したことで、利用者数が大幅に増加しています。ニーズ量の把握が困難な事業ではあるものの、利便性を考慮して令和 3 年度から市立精道こども園で病児保育事業の実施を予定しており、受入れ箇所を増やすことにより、提供体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

(年間延べ人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニ ー ズ 量 ( 就 学 前 )	84 人	82 人	80 人	78 人	77 人
ニ ー ズ 量 ( 小 学 生 )	499 人	487 人	476 人	464 人	454 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	1 か 所	2 か 所	2 か 所	2 か 所	2 か 所
提 供 量	583 人	569 人	556 人	542 人	531 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



## (7) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ）（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業では、小学生の放課後における一時的な預かりの受け皿としての役割も担っています。

### 【実施状況】

	(年間延べ人数)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	1,202 人	759 人	852 人	1,848 人	2,404 人

### 【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で週何日くらい過ごさせたいと思うかについて、ファミリー・サポート・センターは、低学年（1～3年生）で「2日」、「3日」が各1件、高学年（4～6年生）で「4日」が1件となっていることから、利用希望者は僅かではあるものの、日常的な利用希望があることがうかがえます。

### 【今後の方向性】

会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めていくとともに、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っていきます。

### 【量の見込みと確保方策】

	(年間延べ人数)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニ ー ズ 量	3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	3,204 人
提 供 量	3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	3,204 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## (8) 利用者支援事業

特定型では、子育て推進課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行います。

母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、情報提供や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。

### 【実施状況】

(実施箇所数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特 定 型		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母 子 保 健 型				1 か所	1 か所

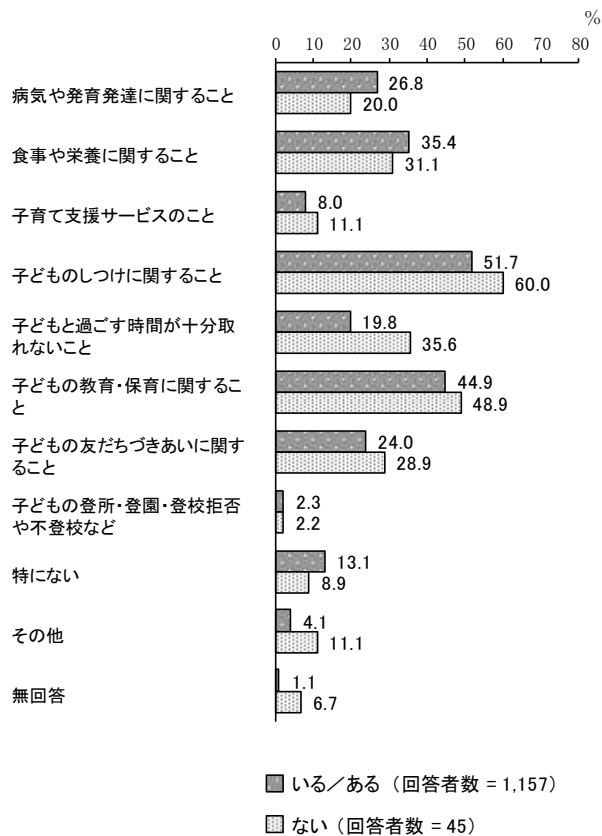
### 【アンケート調査から見られる現状】

子育てに関して、不安や負担等を感じるかについて、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別で見ると、相談先がある人よりも、相談先がない人で、子どもに関することでは「子どものしつけに関すること」「子どもの教育・保育に関すること」等の割合が、保護者自身に関することでは「子育てによる身体の疲れが大きいこと」「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」等の割合が高くなっています。このことから、子どもや保護者自身のことについて相談できる場を提供し、保護者が孤立することなく子育てができるような支援が必要です。

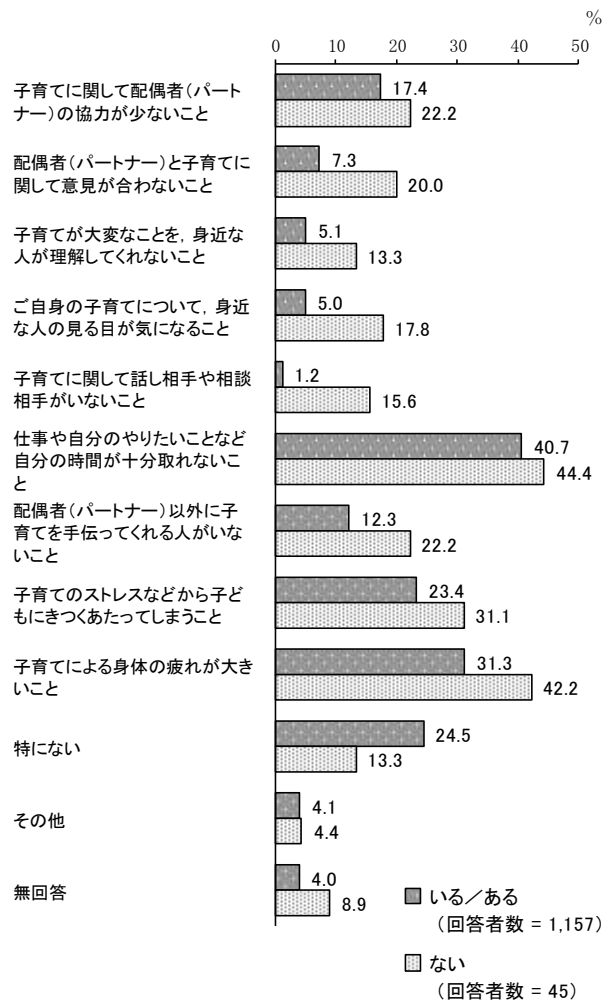
【相談できる人・場所の有無別】

就学前

(子どもに関すること)



(保護者自身に関すること)

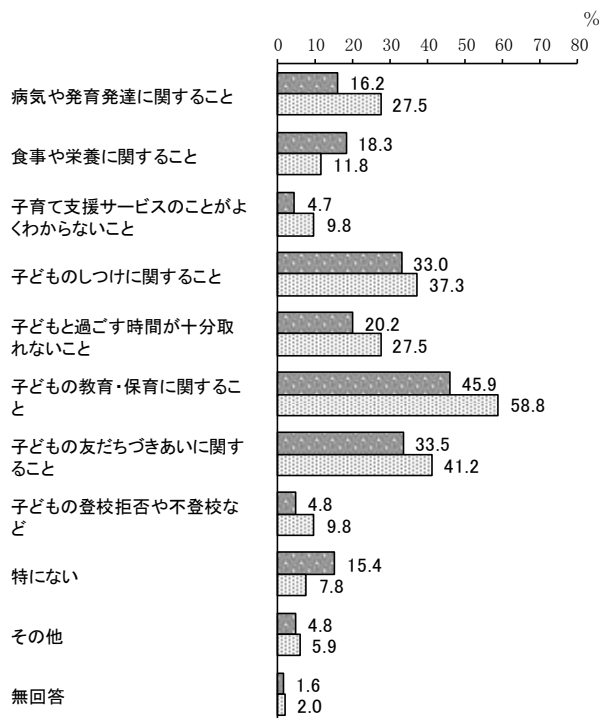


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

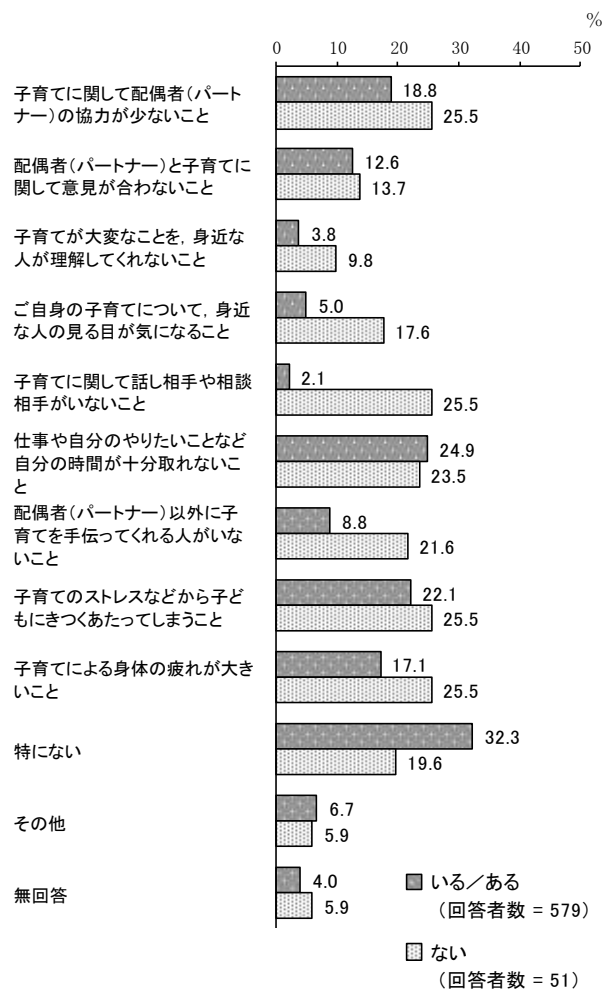
【相談できる人・場所の有無別】

小学生

(子どもに関すること)



(保護者自身に関すること)

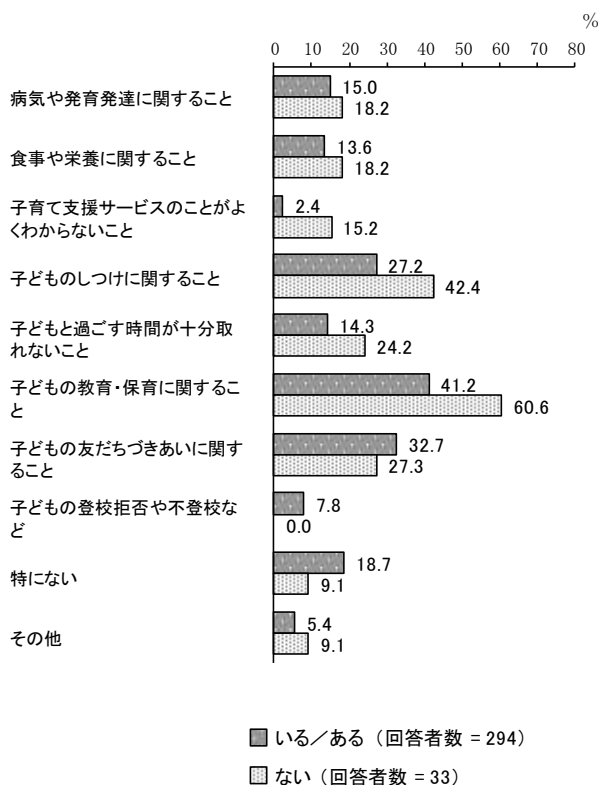


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

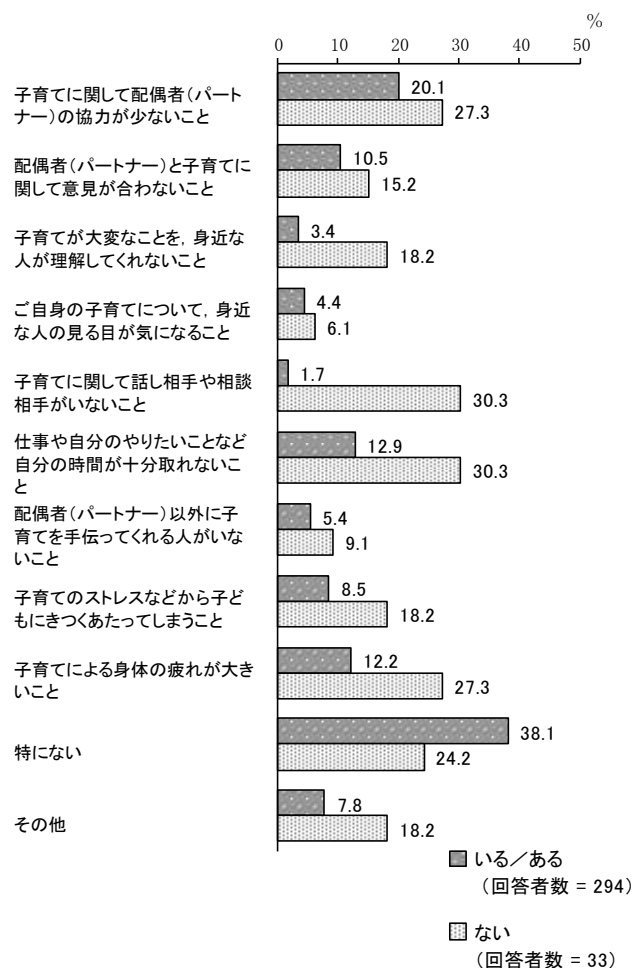
【相談できる人・場所の有無別】

中学生

(子どもに関すること)



(保護者自身に関すること)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

平成 27 年度から配置している保育コンシェルジュによる保育所等の利用や一時預かり等の他の子育て支援情報の提供を引き続き行うとともに、平成 30 年 4 月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートしていきます。

【確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	特 定 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母 子 保 健 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	計	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

## (9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について14回分までの助成を行っています。平成28年度に、妊婦健康診査費助成額の上限を86,000円に、令和元年度には上限を106,000円に拡充しています。

### 【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付者数	1,443人	1,279人	1,247人	1,247人	1,074人

### 【アンケート調査から見られる現状】

アンケート調査は実施していませんが、1回の健診費用が5,000円の助成額を上回ることもあるため、助成額の拡充が求められます。

### 【今後の方向性】

今後も受診券方式を継続し、母子健康手帳交付時の保健師による個別面接で、受診券の利用方法をわかりやすく説明するとともに、受診勧奨を行い、引き続き妊婦の健康管理を支援します。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	653人 (1,116人)	644人 (1,079人)	636人 (1,065人)	627人 (1,051人)	620人 (1,038人)
実施体制 (確保方策)	兵庫県が締結する集合契約に参加 検査項目：(1) 定期検査(子宮底長, 腹囲, 血圧, 浮腫, 尿検査, 体重) (2) 妊娠初期検査 (3) 超音波検査 (4) 血液検査(血算, 血糖等) (5) B型溶血性レンサ球菌検査 (6) ヒト白血病ウイルス-1型抗体検査 (7) その他主治医が必要と認めた検査, NST(ノンストレステスト)				

※ ( ) 内の人数は妊娠期間の関係により2か年度に渡り健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した数字です。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。

### 【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪 問 件 数	749 件	698 件	655 件	645 件	588 件

### 【アンケート調査から見られる現状】

自由意見では、「産後、赤ちゃんとほとんど2人きりの時間が多い中で、家に来てくださり話を聞いてくださるのありがたいです。」という評価を得ている一方で、「もっと、保健師や助産師が家庭を訪問して相談できるような仕組みがあればよかったです。」という意見があることから、保護者に対する相談窓口の周知や機能強化が求められます。

### 【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き、訪問指導員の確保と、家庭訪問技術の向上のための研修を継続して実施し、全戸訪問に努めます。

また、養育支援が特に必要な家庭については、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図り適切な支援につなげます。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推 計 値	641 件	632 件	624 件	615 件	608 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	保健センターにて実施				



## (11) 養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・支援等を行います。事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

### 【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世 帯 数	1 世帯	0 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯
訪 問 回 数	1 回	0 回	7 回	18 回	7 回

### 【今後の方向性】

支援については、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、把握された課題の解決に向けて関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭に適切なサービスが提供できるよう丁寧に対応していきます。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推 計 値	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
実 施 体 制 (確保方策)	子育て支援センター（家庭児童相談室）にて実施				

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、教材や行事費等の費用の一部を補助しています。

### 【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数		88 人	75 人	51 人	32 人

### 【今後の方向性】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、助成を行います。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設，地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で，新規参入事業者に対して巡回支援等を行うほか，私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し，良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。

#### 【実施状況】

##### ア 新規参入施設への巡回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象施設数		5 か所	1 か所	1 か所	3 か所

##### イ 認定こども園特別支援教育・保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数		1 人	—	—	1 人

#### 【今後の方向性】

子育て安心プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには，多様な事業者の能力を生かしながら，認定こども園等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら，新たに整備・開設した施設や事業が安定的，かつ継続的に事業を運営し，利用者の信頼関係を築いていくためには，一定期間必要であることから，新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう，支援，相談・助言等を行っていきます。

また，認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し，良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていきます。